

栃木市の環境

令和6年度

第2次栃木市環境基本計画年次報告書

【環境白書】

令和8年3月

栃木市



栃木市マスコットキャラクターとち介

はじめに

栃木市は、平成 23(2011)年 3 月に環境基本条例を制定し、平成 24(2012)年 3 月には、環境都市宣言をしました。そして、平成 25 (2013) 年 3 月に環境基本計画（平成 25 (2013) 年度～令和 4 (2022) 年度を策定し、環境に関する様々な取り組みを進めてきました。

令和 5 (2023) 年度からは地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び地域気候変動適応計画も含めた内容に改定を行い、第 2 次環境基本計画として策定しました。

この年次報告書は、環境基本条例第 10 条の規定に基づき、栃木市における環境の状況及び環境基本計画に基づき実施した施策の状況（令和 6 年度分）を公表するため作成したものです。

この報告書を踏まえながら、環境基本計画に基づいた施策を推進していきます。

～ 目 次 ～

環境都市宣言	1
栃木市ゼロカーボンシティ宣言	2
ごみ減量宣言	3
I 環境基本計画の概要	4
1. 環境基本計画とは	5
2. 市・市民・事業者の役割	5
3. 計画を進める体制	5
4. 基本的な取り組みの体系	7
II 施策の実施状況	8
基本目標 1 人と自然が共生する栃木市	9
基本目標 2 安心して快適に暮らせる栃木市	19
基本目標 3 地球温暖化対策を推進する栃木市	35
基本目標 4 気候変動適応を推進する栃木市	45
共通施策	50
III 環境の状況	53

環境都市宣言 ～ 環境都市とちぎをめざして ～

わたしたちの住む栃木市は、清らかな水、生い茂る緑、肥沃な大地、広大な遊水地など美しく豊かな自然環境に恵まれ、歴史や文化に育まれた素晴らしいまちです。


わたしたちは、この素晴らしいまちの環境を守り、未来へと引きついでいかなければなりません。

しかし、わたしたちは、より便利で快適な生活を求めた結果、地球温暖化をはじめ、生態系の変化など、様々な環境問題に直面しており、今、わたしたちが行動をおこさなければなりません。

そのため、わたしたちは、今の行動が将来の環境を変えていくことを認識し、次のことを行い、一人ひとりが豊かな環境の継承者となり、自然と共生し、持続可能な「環境都市とちぎ」をめざすことをここに宣言します。

- 1 わたしたちは、環境問題に関心を持ち、積極的に学びます
- 1 わたしたちは、環境を守り、創造していくため、一人ひとりができることを実践します
- 1 わたしたちは、環境に関する知識や経験、情報を共有し、相互に協力します

わたしたちは、この取り組みがここ栃木市から広がり、大きな流れとなり、素晴らしい環境が未来に引きつがれることを願い、今ここに第一歩を踏み出し、そして歩み続けます。

平成24年3月23日 栃木市 



栃木市ゼロカーボンシティ宣言

私たちが住む栃木市は、清く豊かな水、美しい里山、歴史と文化が息づく街並みを有する自然豊かなまちです。私たちには、このすばらしい自然環境を次の世代へ引き継ぐ責務があり、環境問題や環境保全活動に取り組んできました。

近年、世界では地球温暖化が進み、集中豪雨などの異常気象が数多く観測されています。栃木市においても、平成27年関東・東北豪雨や令和元年東日本台風により甚大な被害が発生し、市民生活に大きな影響を受けることとなりました。

このようなことから、私たちはこれまで以上に環境問題への強い危機意識を持ち、地球温暖化対策を更に推進するため、脱炭素への取組を強化する必要があります。

そこで、栃木市の望ましい環境像である「豊かな自然と歴史 みんなでつなぐ 環境都市とちぎ」の実現に向けて、市・市民・事業者が一丸となり、2050年までに二酸化炭素排出を実質ゼロにする「栃木市ゼロカーボンシティ」に取り組むことを宣言します。

令和5年2月11日

栃 木 県 栃 木 市



ごみ減量宣言

栃木市では、環境負荷の少ない循環型社会の実現に向けて、水切り・食べきり・使いきりの「3きり運動」などを推進し、ごみの排出量の削減に取り組んできました。

しかしながら、排出されるごみの総量に大きな減少が見られないため、より一層ごみの減量化への取組を強化する必要があります。

このため、私たち一人ひとりが、ごみ排出量の削減を目指し、ごみの発生抑制・再利用・再資源化などをこれまで以上に推進し、持続可能な循環型社会の実現に向けて、市・市民・事業者が一丸となり、「ごみの減量化」に取り組むことを宣言します。

令和 5 年 2 月 11 日

栃 木 県 栃 木 市

I 環境基本計画の概要

- 1. 環境基本計画とは**
- 2. 市・市民・事業者の役割**
- 3. 計画を進める体制**
- 4. 基本的な取り組みの体系**

1. 環境基本計画とは

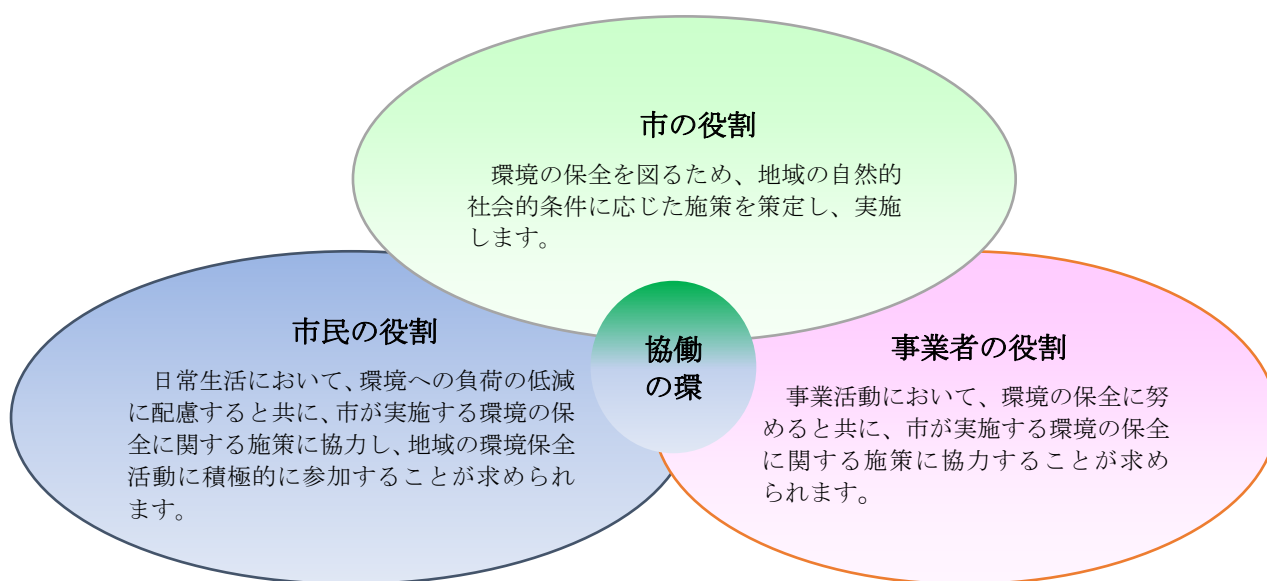
環境基本計画は、栃木市環境基本条例に基づき、長期的視点に立った総合的かつ計画的な環境問題解決へ向けての取り組みを推進するために策定した基本的な計画です。平成 25 (2013) 年 3 月に策定した後、「地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)」と「地域気候変動適応計画」を包含する形で改定を行い、令和 5 (2023) 年 3 月に第 2 次環境基本計画 (令和 5 (2023) 年度～令和 14 (2032) 年度) を策定しました。

この基本計画は、環境基本条例に掲げられた基本理念を実現することを目指し、市・市民・事業者の各主体が環境保全への取り組みを実施する際の指針となるものです。

2. 市・市民・事業者の役割

本基本計画を着実に推進し、計画に掲げる目標を実現するためには、市・市民・事業者がそれぞれの役割を果たし、協力・連携を図りながら取り組んでいくことが必要です。

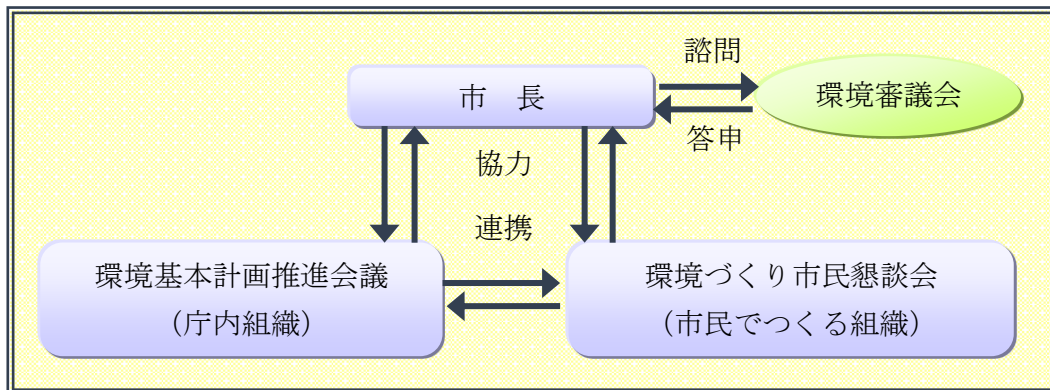
各主体の主な役割は次のとおりです。



3. 計画を進める体制

市では、下図のような体制により、市・市民・事業者が連携・協力しあい、計画を進めていきます。

環境基本計画を進めていくための推進体制



① 環境審議会（環境基本条例に基づく組織）

市長の諮問に応じて、環境保全全般について調査・研究及び審議を行う。

役割：環境基本計画に関する審議

環境基本計画の変更に関する審議

環境基本計画の推進に関する報告に対する審議と必要に応じた提言

その他環境基本計画を推進するために必要な事項の審議

構成：学識経験者、関係機関団体の職員 等

② 環境づくり市民懇談会（市民でつくる組織）

環境基本計画に基づき、環境の保全及び創造に関する施策に市民の意見を反映する。

役割：環境基本計画に基づく取り組みの計画、実施、推進

構成：環境に関連した団体等に属している市民

環境に関心のある市民

③ 環境基本計画推進会議（庁内組織）

環境保全に関する施策・事業について検討・調整を行い、市民に報告する。

役割：施策・事業の推進に関する検討、調整、承認

構成：庁内部長会議の構成員

④ 事務局

環境基本計画に関する事務を行う。

役割：進行管理全般に関する事務

環境基本計画の進行管理の実施

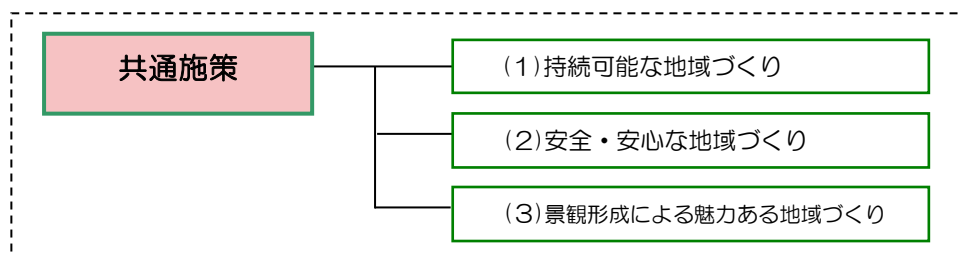
年次報告書の作成

構成：市環境課職員

4. 基本的な取り組みの体系

4つの基本目標を設定し、課題の解決に向けた各種施策を展開します。また、それぞれの目標を達成するために必要となる共通施策も併せて推進します。

環境像	基本目標 (分野別将来像)	基本的施策 (大きな方向性)
豊かな自然と歴史 みんなであつなぐ 環境都市とちぎ	1 人と自然が 共生する栃木市	1 生態系の保全
		2 自然とふれあう機会の創出
		3 外来種対策の推進
	2 安心して快適に 暮らせる栃木市	1 大気環境の保全
		2 水環境の保全
		3 土壌環境の保全
		4 騒音・振動の防止
		5 資源循環の推進
		6 環境に配慮した良好な景観の形成
		7 環境マナー意識の向上
	3 地球温暖化対策を 推進する栃木市 (地球温暖化対策実行計画 (区域施策編))	1 温室効果ガスの排出削減
		2 再生可能エネルギー導入の推進
	4 気候変動適応を 推進する栃木市 (地域気候変動適応計画)	1 気候変動への適応の推進
2 気候変動の影響への対策		



Ⅱ 施策の実施状況

基本目標 4 つを実現するため、それぞれの基本目標には基本施策とそれを実現するための取り組みがあります。

ここでは、基本目標ごとに達成度を把握するために設けた「環境指標」の実数値と目標値に対する達成度を表にまとめるとともに、基本的施策ごとに取り組みの実施状況等を報告します。

【環境指標について】

- ・基本目標ごとに項目、単位、基準値、現状値、目標値（令和 14（2032）年度）、目標達成率、評価、所管課を記載しています。
- ・各項目の目標達成率は、目標値を 100 としたときの当該年度現状値の達成度とし、数値は小数点 2 位以下四捨五入で記載しています。

ただし、削減目標の場合は、目標値から基準値を差し引いた値に対して、基準値から実績値への変化した値の割合を達成度としています。

【基本目標1】 『人と自然が共生する栃木市』

栃木市内には、豊かな緑や河川、水路等の水辺があり、これらの環境を生息の場とする多様な生き物が存在します。

生物多様性を有する自然は、市民の日常生活にうるおいやすらぎを与える貴重な存在であるとともに、快適な環境をつくるための重要な役割を担っています。

自然環境を守り育て、未来へつないでいくような取り組みを進めます。

【環境指標】

項目 (関連ページ)	単位	基準値	現状値				目標値	R6 (2024) 年度 目標達成率 (%)	所管課
		R3 (2021) 年度	R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	R6 (2024) 年度	R14 (2032) 年度			
河川等保全活動 参加人数 (P13)	人	8,471	10,744	11,065	8,801	10,000	88.0	道路河川維持課	
河川環境基準 達成率 (BOD※1) (P60～62)	% ※2	89.2 (25/28)	85.7 (24/28)	96.4 (27/28)	89.2 (25/28)	100.0	89.2 (25/28)	環境課	
森林経営管理制 度の運用面積 (P12)	ha	3	7	30	37	90	41.1	農林整備課	
環境保全型農業 を行う水田面積 (P11)	ha	10	27.89	28.19	103.58	120	86.3	農業振興課	

※1 BODとは、水の汚れを表す一般的な水質指標の一つで、微生物が水中の有機物を分解する過程で消費する酸素量のこと。その河川の利用形態等を考慮した河川類型ごとに基準値が定められている。

※2 水質調査をした河川の調査地点うち、BODの基準を満たした地点の割合。

基本的施策1-1 ～ 生態系の保全 ～

本市は多くの森林や田畑を含む里地里山、河川や湿地など豊かな自然環境に恵まれています。これらの里地里山等には様々な生き物が生息しており、食料や木材などの自然資源の供給、気候調整機能、温室効果ガスの吸収など様々な役割を担っています。

人間の営みによる急激な環境の変化により地域の良好な生態系が破壊されないよう、生態系への影響に配慮し、保全していく取り組みを進めました。

1) 生態系の保全

○渡良瀬遊水地の保全と活用（渡良瀬遊水地課）

- ・絶滅危惧植物保全のための外来植物除去活動

渡良瀬遊水地は絶滅危惧種を含む多くの植物が生育する豊かな自然環境にありますが、外来種も多く見られます。生態系を保全する必要性を広く周知するために、外来種等の除去活動を行いました。

実施日 5月11日(土)、9月7日(土)、11月23日(土)

参加者 延べ360人



- ・渡良瀬遊水地で自生するヨシの利活用事業

渡良瀬遊水地のヨシ原の面積は約1,500haです。本州最大の広大なヨシ原に自生するヨシを活用したヨシ細工を通じて、参加者に遊水地に対する関心や親しみをもってもらうため、ヨシ細工制作体験やヨシ灯り展（小山市共催）などを行いました。

実施日 ヨシ細工制作体験 随時実施 参加者 延べ341人

ヨシ灯り展 11月9日(土)10日(日) 来場者数1,110人

- ・ヨシ焼きの実施

貴重な湿地環境の保全、害虫の駆除、野火の防止等を目的に、渡良瀬遊水地ヨシ焼き連絡会主催のもとヨシ焼きを行いました。

実施日 3月1日(土)

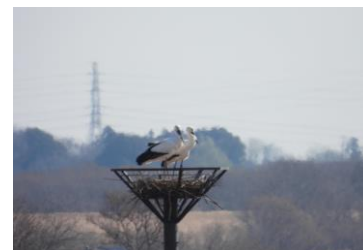
見学者数 約2,700人



2) 里地里山環境の保全

○コウノトリ生息地環境整備事業（渡良瀬遊水地課）

ふるさと応援寄付金を財源として、遊水地内2箇所に設置されている人工巣塔周辺のヨシ刈り等の環境整備を行ったほか、第1調節池内の人工巣塔に営巣したコウノトリを見守るため、旧谷中村合同慰霊碑敷地内の監視用カメラにより観察を行いました。



〔りょうと淡夢〕写真提供:わたらせ未来基金

○農地利用の地域計画の策定：人・農地プラン推進事業（農業振興課）

後継者や担い手の不足、耕作放棄地の増加など、人と農地に係る諸問題が深刻さを増す中、地域の農業者をはじめ、農業委員会、JA、土地改良区などの関係者が、地域の田畑を今後どうしていくかについて話し合い、地域農業の将来のあり方を描いた「地域計画」と、概ね10年後の耕作状況の想像図である「目標地図」を策定しました。



○新規就農者の支援と掘り起こし（農業振興課）

地域農業の担い手として期待される新規就農者の確保と定着を図るため、国県の補助事業を活用しつつ、農業関係機関・団体と連携し、相談～就農～定着～発展の各段階に応じた支援を行いました。

また、東京ビッグサイトで開催された「新・農業人フェア」をはじめ、新規就農希望者をターゲットにした各種イベントに出展し、本市農業のPRと就農相談を行いました。

○環境保全型農業の推進（農業振興課）

人々の暮らしは「自然の恵み」により成り立っています。この恵みを将来にわたって維持していくため、農業分野においては、環境に配慮した持続可能な農業生産の実現を目指す取組の一つとして「有機農業実施計画」を策定しました。

また、9戸の農家が、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、有機農業やカバークロープなど環境負荷低減に取り組みました。

○多面的機能支払交付金事業（農林整備課）

本事業は、農業・農村が有している水源の涵養や水害の防止、良好な農村景観の形成など、様々な機能の維持・発揮を図るための地域による共同活動を、国、県、市が一体となって支援し、地域資源の適切な維持管理を推進するための制度です。

活動組織は、農業者を中心に、自治会や育成会等の地域団体などで構成されており、令和6年度現在、市内で40組織が活動を行っています。

[活動内容]

地域資源の基礎的保全活動（農地維持支払交付金）

- ・農地、水路、農道の草刈り
- ・水路の泥上げ

地域資源の質的向上を図る共同活動（資源向上支払交付金）

- ・水路、農道の軽微な補修
- ・景観形成のための植栽活動
- ・生き物調査

[取り組み状況]

- ・栃木地域 13 活動組織 田： 703ha 畑： 60ha
- ・大平地域 10 活動組織 田： 1,152ha 畑： 93ha

・藤岡地域	4 活動組織	田： 831ha	畑： 18ha
・都賀地域	5 活動組織	田： 489ha	畑： 85ha
・岩舟地域	8 活動組織	田： 445ha	畑： 82ha
計	40 活動組織	田： 3,620ha	畑： 338ha

○遊休農地解消対策（農業委員会事務局）

農業委員等が農地パトロールを行って市内全域の農地の利用状況を確認し、遊休農地の所有者等に対しては利用意向調査を実施するとともに、農地中間管理機構等への貸付による農地の利用促進を図りました。

○地元活動団体による刈払い・枯損木の片付け等の里山林整備事業（農林整備課）

[森林・山村多面的機能発揮対策事業]

・栃木皆川城内町地区	11.8ha
・栃木小野口町地区	8.8ha
・栃木梅沢町地区	3.9ha
・栃木大久保町地区	14.9ha
・栃木尻内町地区	12.4ha
・大平町西山田地区	3.1ha
・都賀町大橋地区	5.8ha
・都賀町富張地区	9.9ha
・都賀町大柿地区	72.9ha
・都賀町深沢地区	16.8ha
・西方町真名子地区	43.7ha
・岩舟町下津原地区	7.9ha
計	211.9ha

[とちぎの元気な森づくり推進事業（里山林整備事業）]

・大平町西山田地区	2.0ha
・岩舟町静地区	3.7ha

[とちぎの元気な森づくり推進事業（里山林管理事業）]

・都賀町家中地区(光明寺城跡地)	0.6ha
・岩舟町静地区	6.4ha

○森林経営管理制度の効果的な運営（農林整備課）

本制度は、森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市が森林の経営管理の委託を受け、林業経営者に再委託することや市が自ら管理することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進するための制度です。

市が委託を受けるにあたっては、当該森林の経営管理の内容等を記載した経営管理権集積計画を作成する必要があります。

・経営管理権集積計画の作成（星野町地内）	6.85ha
----------------------	--------

○ナラ枯れ被害緊急対策事業（農林整備課）

森林病害虫であるカシノナガキクイムシが、コナラ等のブナ科樹木に入り込み、病原菌であるナラ菌を媒介することによって、枯死させる樹木の伝染病であるナラ枯れの被害が拡大しているため、県のナラ枯れ被害緊急対策事業費補助金や森林環境譲与税を活用して、被害木の駆除に取り組みました。

併せて、市ホームページ等を始めとした情報発信を行い、市民への周知活動に取り組みました。

<令和6年度に伐採した被害木本数>

被害箇所	本数(本)
平井町地内	30
吹上町地内	20
大平町西山田地内	7
大平町下皆川地内	8
大平町富田地内	3
岩舟町静地内	1
岩舟町三谷地内	1
合計	70
(参考 R5年度)	244

○有害鳥獣捕獲事業（農林整備課）

有害鳥獣による農作物被害や生活環境被害等を防止するため、有害鳥獣捕獲を実施しました。

<令和6年度に捕獲した有害鳥獣数>

	イノシシ	ニホンジカ	ニホンザル	ハクビシン	アライグマ	鳥類
栃木地域	613 頭	367 頭	2 頭	34 頭	41 頭	76 羽
大平地域	255 頭	1 頭	0 頭	6 頭	4 頭	60 羽
藤岡地域	44 頭	1 頭	0 頭	40 頭	211 頭	0 羽
都賀地域	99 頭	42 頭	0 頭	16 頭	21 頭	209 羽
西方地域	152 頭	116 頭	0 頭	19 頭	7 頭	35 羽
岩舟地域	270 頭	67 頭	0 頭	16 頭	36 頭	0 羽
合計	1,433 頭	594 頭	2 頭	131 頭	320 頭	380 羽
(参考R5年度)	811 頭	596 頭	3 頭	87 頭	226 頭	475 羽

3) 河川・湿地等水辺環境の保全

○巴波川一斉清掃の実施（道路河川維持課）

巴波川の環境美化を推進するため、「栃木市河川愛護会」「栃木市自治会連合会」「栃木市地域クリーン推進員連合会」の合同事業として、沿岸自治会及び関係団体の協力を得て、巴波川の一斉清掃を実施しました。

実施日 4月20日（土）、7月6日（土）、9月21日（土）

参加者 約1,200人（各日）

○清掃活動等の支援（道路河川維持課）

自治会等による河川や水路の清掃活動などの河川愛護活動を支援するため、清掃用具等の貸出しを行うとともに、協働して清掃活動を実施し、河川環境の改善を図りました。

○河川環境の保全・管理（道路河川維持課）

河川機能の管理及び環境整備を図るため、樋ノ口町地内綾川の河床整備や大平町富田地内宿裏排水路の除草等を実施しました。

【成果及び今後の課題】

渡良瀬遊水地では、多くの方々にご協力いただきながらヨシ焼きや外来植物除去活動及びクリーン作戦を実施し、渡良瀬遊水地の生態系を守るといった環境保全を行うとともに、その必要性を広く周知することができました。また、第1調節地にある人工巣塔では2年連続コウノトリの営巣・産卵が確認されました。今後も専門機関と連携をとりながら野外繁殖個体の見守りを行ってまいります。

また、農地の保全対策として、農地利用の促進、新規就農希望者の支援、環境保全型農業の推進等を行いました。農地利用の地域計画策定においては、話し合いを通して地域が抱える課題が明確になり、認識が共有されました。令和6年度末に策定した地域計画に基づき、引き続き「目指す姿」の共有を図り、その実現に向けてみんなで協力して取り組む取る組んでいく必要があります。

就農相談件数及び新規就農者数は、新規就農者に対する支援メニューや関係機関と連携した受入体制の整備などの取り組みにより、ともに増加傾向にあります。今後も引き続き新規就農者の確保・定着に取り組むほか、6次産業化や異業種連携、半農半X（農業をしながら別の仕事をする）など、多様な形で農業に関わる仕組みづくりも進めていく必要があります。

農業生産における環境負荷低減の取り組みについては、補助金を活用して取り組んだ農家数と面積を拡大することができました。一層の拡大を図るためには、堆肥やバイオ肥料等の活用が環境への負荷を低減し、水質・土壌環境や生物多様性の保全に寄与するほか、価格が高騰する化学肥料等からの転換が生産経費の削減につながることを生産者に啓発していくとともに、環境保全型農業により生産された農産物が生産コストに見合う安定した価格で販売されるよう、消費に係る取組も一体的に進めていく必要があります。

森林の保全については、森林経営管理法に基づく意向調査を行なった地域を中心に、令和3年度より集積計画の作成及び市による森林管理事業（間伐）を実施し、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を図ってきました。森林経営管理制度における更なる森林の集積・集約化に向けて計画的に意向調査を実施していくとともに、これまでの成果を活用して制度の周知・浸透を積極的に図り、円滑な森林整備の実施に繋げていく必要があります。

地元活動団体、自治会等の協力により様々な形で里山や河川環境を守っていく活動を行っていますが、高齢化による後継者不足や活動参加者の減少、活動組織の事務負担の増大などの問題が生じています。今後はこれらの支援策を検討していく必要があります。

基本的施策1-2 ～ 自然とふれあう機会の創出 ～

人間の生活とのバランスを保ちながら自然環境を保全していくためには市民・事業者の理解と参加が不可欠です。自然とふれあう機会の創出や意識啓発等により、本市の豊かな自然を守り伝える取り組みを進めました。

1) 水とふれあう機会の創出

○夏のわくわく大作戦！親子水辺教室（渡良瀬遊水地課・環境課）

親子での渡良瀬遊水地の役割等に関する学習、植物観察及びカヌー体験を通して、より渡良瀬遊水地への興味・関心を高めてもらうため「夏のわくわく大作戦！親子水辺教室」を実施しました。

実施日 7月27日(土) 参加者 24人

○クリーンメガSUPツアー（渡良瀬遊水地課）

遊水地や環境問題についての興味・関心を高めてもらうため、SUP（スタンドアップパドルボード）に乗って谷中湖のごみ拾いを行う「クリーンメガSUPツアー」を実施しました。

実施日 6月15日(土) 参加者 16人



○ツバメのねぐら入り観察会（渡良瀬遊水地課）

渡良瀬遊水地では毎年、夏の終わりから秋の初めにかけて、数万羽のツバメが集まり、ヨシ原に「ねぐら」をとります。

遊水地に生息する野鳥に親しんでもらうため、また遊水地の自然についての関心を育むため、ねぐら入り観察会を実施しました。

実施日 8月21日(水) 参加者 18人

2) 緑とふれあう機会の創出

○アダプト制度（※）の活用（公園緑地課）

市民のボランティアにより行うアダプト制度により、公園の維持管理を行いました。

※アダプト制度：身近な公共空間である道路、河川、公園等において、市民の皆様ボランティアにより清掃、除草等の美化活動を行っていただき、市がその活動を支援することにより、市民協働による維持管理を行う制度。

○グリーンツーリズム事業（農業振興課）

都市住民の農業・農村への関心の高まりに応え、農業体験等の都市農村交流による地域活性化を図る取組を支援しました。

地区	実施日	名称	参加者
吹上地区	6月15日(土)、9月28日(土)、 12月21日(土)	吹上米づくり体験教室	200人
皆川地区	5月26日(日)、9月14日(土)	皆川ふれあい農業体験	95人
寺尾地区	6月26日(日)	寺尾米づくり体験教室2024	198人

大平地域	5月26日(日)、5月30日(木)、 10月1日(火)、12月20日(金)、 12月21日(日)	ふるさと農業体験(3地区)	1,404人
------	--	---------------	--------

○緑とふれあう場の提供（農林整備課）

森林資源の有効活用と水源涵養等森林の持つ公益的機能について理解を深めてもらう場を提供しました。

- ・林業体験教室

開催日 11月30日(土)

参加者 小学校児童5・6年生と保護者5名

内容 間伐体験(針葉樹の伐採)

- ・水とみどりのふれあい体験活動

開催日 2月8日(土)

参加者 小学生とその保護者 32名

内容 木工教室(間伐材を利用したプランター作り)、特用林産教室(原木へのナメコのコマ打ち)、ホタルの幼虫放流



○渡良瀬遊水地ボランティアガイドの育成（渡良瀬遊水地課）

渡良瀬遊水地の治水・利水機能のほか、植物や野鳥などの自然環境を学び、その役割や魅力を遊水地の来訪者に伝えるボランティアガイドの養成を行いました。養成講座の修了生は、渡良瀬遊水地ガイドクラブとして活躍しています。

実施日 4月～12月の第4土曜日

修了者 7人



〔渡良瀬遊水地ボランティアガイド養成講座〕

【成果及び今後の課題】

渡良瀬遊水地では、治水・利水といった遊水地の役割等に関する学習や希少植物の観察等の自然環境学習及びカヌーやSUP等のアクティビティ体験を通して、遊水地の魅力を学び、体感していただきました。今後も渡良瀬遊水地の魅力を発信し、多くの方に知っていただく事が大切です。

グリーンツーリズム事業は、都市圏住民の田園回帰への関心が高まっている中、都市と農村との交流を図る取り組みへの支援を行い、農山村地域の活性化を図っていくとともに、一過性のものとならないよう、農村地域の生活体験やその土地の魅力が味わえる「農泊」等への取り組みなど、移住・定住に発展させていくことが大切です。

また、林業体験教室を通じて子どもたちの森林への理解を深めることができました。

都市化が進み生活スタイルが変化していく中で、これらのイベント等を通じて自然環境にふれあう機会をつくり、関心を高めていく必要があります。

基本的施策1-3 ～ 外来種対策の推進 ～

近年、特定外来生物であるクビアカツヤカミキリ被害が相次いでおり、今後も新たな外来種の侵入による生態系への影響や人の生命身体等への被害も懸念されています。県と連携しながら外来種対策に取り組みました。

1) 総合的な対策実施

○生物多様性対応事業（環境課）

特定外来生物であるクビアカツヤカミキリは、モモ、スモモ、ウメ、サクラなどに寄生して、木の内部を食い荒らすことで樹木を枯死させてしまうため、被害拡大の防止に取り組みました。あわせて、広報等による周知活動を行い、市民の意識向上に取り組みました。

クビアカツヤカミキリ



オス メス

<被害木認定数>

(単位：本)

年 度	サクラ	ウメ	モモ	ハナモモ	その他	合 計
平成30年度	18	1	1			20
令和1年度	50	2		3	4	59
令和2年度	46	24		3	8	81
令和3年度	126	7	6	7	21	167
令和4年度	431	91	24	20	2	568
令和5年度	432	57	17	1	21	528
令和6年度	322	24	9	9	7	371
合 計	1,425	206	57	43	63	1,794

<地域別の被害木本数>

(単位：本)

地 域	サクラ	ウメ	モモ	ハナモモ	その他	合 計
栃木地域	267	19	10	8	2	306
大平地域	428	42	15	9	11	505
藤岡地域	291	36	21	9	12	369
都賀地域	20	8	1	7	7	43
西方地域	2	0	0	0	0	2
岩舟地域	417	101	10	10	31	569
合 計	1,425	206	57	43	63	1,794

- ・栃木県と連携して、民有地におけるクビアカツヤカミキリ被害木に対する防除対策（ネット巻き、薬剤の樹幹注入）を実施しました。また、被害木所有（管理）者に対し、防除ネット等の資材及び殺虫剤の配布を行うとともに、防除対策の実施指導を行いました。

- ・クビアカツヤカミキリによる被害木の伐採促進を目的として、民地における伐採、切断、運搬等に係る経費の一部補助をしています。

補助額 被害木の伐採等に係る費用の 5/6 以内
(25 万円を上限とし、千円未満は切り捨て)
実績 58 件(補助総額 11,156,000 円、123 本伐採)



2) 多様な主体との連携協力

○クビアカツヤカミキリ防除実地研修の開催（環境課）

- ・クビアカツヤカミキリ防除実地研修の開催

クビアカツヤカミキリ防除について、適切な方法を周知するため、栃木県との共催により、県関係機関や市町の担当者及び造園建設業者等を対象として現地研修を開催しました。

実施日 令和 6 年 5 月 30 日（火）

令和 6 年 5 月 31 日（水）

場 所 藤岡渡良瀬運動公園

【成果及び今後の課題】

複数のメディアを活用しクビアカツヤカミキリの防除対策の啓発・周知を行い、寄せられた情報に対し迅速に対応したことで、市民の防除対策及び被害木伐採の理解が深まり、被害木伐採が促進されました。今後も積極的に防除対策の啓発・周知を行い、被害の拡大防止に努めます。

しかし、依然として被害が拡大中であることから、被害木の伐採を更に推進するとともに、被害が蔓延している地域においては撲滅を目指すのではなく、個体数の減少を目指す対策に切り替えていくことも考慮しなくてはなりません。

今後も県と連携しながら、生態等の防除研究を進めていく必要があります。

【基本目標2】 『安心して快適に暮らせる栃木市』

良好で快適な自然環境、生活環境を守るためには、行政だけではなく市民・事業者の協力が不可欠です。環境保全と経済活動を両立させながら、施策実現に向けた取り組みを進めていく必要があります。

また、ごみの発生を抑制し廃棄物を適正に処理することは、環境保全や地球温暖化対策につながります。ごみの減量、適正処理及び資源循環等への取り組みを引き続き進めます。

【環境指標】

項目 (関連ページ)	単位	基準値	現状値				目標値	R6 (2024) 年度 目標達成率 (%)	所管課
		R3 (2021) 年度	R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	R6 (2024) 年度	R14 (2032) 年度			
生活排水処理人口普及率 (P22)	%	80.9	81.9	82.9	84.0	93.0	90.3	下水道建設課	
一般廃棄物最終処分量 (P56)	t/年	4,411	3,467	5,450	4,134	2,843	17.7	クリーン推進課	
市民 1 人当たり生活系一般廃棄物の排出量(1日) (P56)	g	569	560	543	530	482	44.8		
資源化率※ (クリーンプラザ分) (P56)	%	14.5	15.7	11.6	13.5	21.0	64.2		

※ 資源化率とは、ごみ処分量に対する資源化量の割合。

基本的施策 2-1 ～ 大気環境の保全 ～

大気は全ての生き物にとって必要不可欠なものです。良好な大気環境を守り、健康で、快適な暮らしを守るため、大気汚染対策に取り組みました。

1) 大気汚染対策の推進

○野外焼却禁止の指導等（環境課）

野外焼却の禁止について広報紙や市ホームページ等で周知するとともに、通報等に基づき、実際に野外焼却の現場に出向き、指導しました。

ただし、農業、林業を営むためにやむを得ない焼却など、一部の例外行為がありますが、周囲の住宅環境に影響を及ぼさないことが必要です。（例：農地管理・病害虫防除目的の稲わらの焼却・キャンプファイヤー・どんど焼等）

○光化学スモッグ対策（環境課）

光化学スモッグに関する情報提供を行うとともに、県光化学スモッグ対策要綱に基づき、光化学スモッグ注意報が発令された際に小学校や病院等への連絡を行い、被害防止に努めました。（単位：回）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
発令回数	1	1	1	0

○公共交通の利用促進（交通防犯課）

コミュニティバスやデマンド交通等の公共交通の利用を促進すると共に、交通の利便性を向上させることで自家用車依存型の生活の見直しを勧め、温室効果ガス排出の削減に努めました。（単位：人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
コミュニティバス	166,891	192,618	219,248	227,927
デマンド交通	41,493	42,347	42,635	40,404

2) 悪臭対策の推進

○悪臭発生源等への指導（環境課）

通報等に基づき悪臭発生源等に出向き、指導しました。

【成果及び今後の課題】

野外焼却への対策については、発生後に指導及び注意喚起を行っておりますが、事前周知等の啓発により未然に防ぐ対応も検討していきます。

また、公共交通の利用促進により自家用車の使用回数を減らし、温室効果ガス排出の削減に寄与することができました。今後は、利用者数の増加に向けて、さらなる周知方法を検討します。

悪臭対策については、事業所以外からの苦情内容が多様化しており、新たな啓発方法等を検討していく必要があります。

基本的施策 2-2 ～ 水環境の保全 ～

市内には渡良瀬川や巴波川など多くの河川があり、豊かな水に恵まれています。人間や生き物が生息していく上で重要な環境資源であるきれいな水を守るため、水質汚濁対策や地下水汚染対策に取り組みました。

1) 水循環の確保

○多面的機能支払交付金事業（再掲 11 ページ参照）

本事業は、農業・農村が有している水源の涵養や水害の防止、良好な農村景観の形成など、様々な機能の維持・発揮を図るための地域による共同活動を、国、県、市が一体となって支援し、地域資源の適切な維持管理を推進するための制度です。

活動組織は、農業者、非農業者を中心に、自治会や育成会等の地域団体などで構成されており、令和6年度現在、市内で40組織が活動を行っております。

○河川環境の保全・管理（再掲 14 ページ参照）

河川機能の管理及び環境整備を図るため、樋ノ口町地内綾川の河床整備や大平町富田地内宿裏排水路の除草等を実施しました。

○水道水の水質保全（水道建設課）

良好な生活環境を維持するため、水道水の地下水源において水質検査を実施し、水質監視に努めました。

2) 公共用水域水質保全の推進

○水質汚濁防止の普及啓発（環境課）

ホームページ等において水質に関する情報提供等を行い、水問題に対する意識の向上を図りました。

○河川水質調査（環境課）

河川の水質を把握するため、水質調査を実施しました。なお、調査結果についてはホームページにも掲載しています。（調査結果は60ページから62ページに掲載）

河川等水質調査

・調査箇所 28地点

- ・栃木地域調査河川 10地点（瀬戸ヶ原用水、清水川、永野川、巴波川、荒川、李冷川、県庁堀川、その他河川）
- ・大平地域調査河川 8地点（永野川、巴波川、その他河川）
- ・藤岡地域調査河川 4地点（赤津川、江川、蓮花川、旧渡良瀬川）
- ・都賀地域調査河川 2地点（逆川、赤津川）
- ・西方地域調査河川 2地点（西方町元地内）
- ・岩舟地域調査河川 2地点（三杉川、静和川）

- ・調査項目 6項目 (pH、BOD、SS、DO、大腸菌数、電気伝導率)
- ・基準値超過箇所

PH	1 地点	上高島用水 (沼和田排水横堀落水地点)
BOD	3 地点	巴波川 (愛宕橋、吾妻橋下、感際橋下)
SS	1 地点	巴波川 (感際橋下)
DO	0 地点	
大腸菌	4 地点	永野川 (星野橋、出流川合流地点) 巴波川 (吾妻橋下、感際橋下)

3) 生活排水対策の推進

○公共下水道の整備及び水洗化の向上 (下水道建設課)

巴波川流域関連公共下水道事業及び渡良瀬川下流域 (大岩藤処理区) 関連公共下水道事業として、栃木県の流域下水道事業とともに、建設及び維持管理を実施しました。

<下水道整備等の状況>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
行政区域内人口	156,301 人	155,281 人	153,828 人	152,355 人
処理区域内人口	97,722 人	98,121 人	98,415 人	98,823 人
水洗化人口	94,889 人	95,563 人	96,037 人	96,331 人
下水道水洗化率	97.1%	97.4%	97.6%	97.5%

○合併処理浄化槽設置の促進 (下水道建設課)

公共用水域の水質浄化対策として、合併処理浄化槽の設置促進のため補助金を交付しました。

<合併処理浄化槽の補助基数> (単位：基)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置基数	154	167	147	162

○農業集落排水事業 (下水道建設課)

大平地域、藤岡地域、西方地域の3地域6地区で汚水を処理し適正な維持管理を実施しました。

<排水設備の接続件数> (単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置箇所数	27	26	16	15

4) 工場・事業所対策の推進

○事業者等への指導（環境課）

工場や事業所への適切な水質管理等の指導等を行いました。

○特定事業場等からの排水の水質に対する管理指導の実施（下水道建設課）

公共用水域の水質保全と下水道施設の維持管理等の観点から、公共下水道への排水については水質規制が行われており、特定事業場等からの排水水に対しての水質検査を行い、下水道排出基準を超過している事業場に対して管理指導を実施しました。

5) 地下水の水質保全の推進

○地下水汚染に関する観測、監視実施（環境課）

調査結果を広報すると共に、基準値の超過箇所については栃木県地下水汚染対策マニュアルに基づき、継続監視及び周辺地域への注意喚起を実施します。（調査結果については異なる井戸の調査を毎年実施しているため経年変化は掲載しておりません。）

地下水水質調査

- ・ 調査方法 平成26年度より栃木市全域を統一し、栃木市内全域を5Kmメッシュに区切り、更に1メッシュを4分割した区域を毎年1か所ずつ調査する。4年間で1メッシュ内を一順する。
- ・ 調査箇所 14箇所（栃木地域5か所、大平地域1か所、藤岡地域4か所、都賀地域1か所、西方地域2か所、岩舟地域1か所）
- ・ 調査項目及び調査基準値 28項目

調査項目	環境基準値	調査項目	環境基準値
カドミウム	0.003 mg/l 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下
鉛	0.01 mg/l 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/l 以下
六価クロム	0.05 mg/l 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下
ヒ素	0.01 mg/l 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下
総水銀	0.0005mg/l 以下	チウラム	0.006mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/l 以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/l 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	ベンゼン	0.01 mg/l 以下
四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	セレン	0.01 mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l 以下	フッ素	0.8 mg/l 以下
クロロエチレン	0.002 mg/l 以下	ホウ素	1 mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l 以下

- ・ 基準値超過調査地点 調査結果については、栃木市ホームページで公開しています。
- ・ 基準値超過箇所 0箇所

【成果及び今後の課題】

公共用水域の水質汚濁を防止し、水質の保全を図ることを目的に、家庭から排出される、し尿や生活雑排水を処理する生活排水処理施設（公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽）の整備等を行いました。

公共下水道については水洗化人口、合併処理浄化槽の補助基数が増加しましたが、農業集落排水の接続件数は前年度より少なくなりました。

公共下水道、農業集落排水への接続や合併処理浄化槽の設置については、排水設備を切り替えるために必要となる費用への負担感や既に浄化槽を使用しており日常生活に支障を感じていない場合など、新たな接続、設置につながらないケースもあり、個別に状況を聞き取りながら臨機応変に対応していく必要があります。また、公共下水道や合併処理浄化槽などのそれぞれの特徴や接続の効果など周知・啓発に工夫に努め、接続促進の働きかけを行っていく必要があります。

地下水の水質調査については、基準値超過の箇所はありませんでした。今後も継続して過去に調査を行っていない箇所の水質調査を行い、調査結果の周知及び、基準値超過の場合は注意喚起をしていきます。

基本的施策 2-3 ～ 土壌環境の保全 ～

土壌は、生態系や水質を保全する基盤となるものであることから、健全な土壌環境を保全するため、土壌汚染対策に取り組みました。

1) 土壌汚染対策の推進

○土壌汚染に関する監視、指導の充実（環境課）

「栃木市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」に基づき、災害防止の監視等を行うとともに、当該条例に基づき、特定事業（500㎡以上の土砂等の埋立て等）の許可等を行いました。

（単位：件）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
許可件数	13	8	12	6

○立ち入り検査等の実施（環境課）

事業所への立ち入り及び適切な指導等を行いました。

2) 地盤沈下対策の推進

○揚水施設と揚水量の把握（環境課）

県の環境保全課へ提出する揚水施設の届出及び採取量報告書について、市の控え分を受付しました。

（単位：件）

	令和5年度	令和6年度
揚水施設設置届出	1	1
揚水施設廃止届出	3	1
採取量報告書	30	43

【成果及び今後の課題】

土砂等の埋立て等による土壌汚染や無秩序な埋立て等に伴う災害の発生を未然に防止し、市民生活の安全と生活環境の保全を図ることができましたが、栃木市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例への理解が不十分なケースも見受けられました。

また、令和7年4月1日をもって「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下、盛土規制法）の運用が開始されました。盛土規制法により災害の発生の防止に関する規制を、「栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例」により土壌の汚染の防止に関する規制を栃木県が行うこととなります。

なお、盛土規制法の運用開始にともない、市土砂条例は廃止となりましたが、盛土規制法の運用開始後も、廃止以前に市土砂条例によりなされた処分は継続します。

基本的施策 2-4 ～ 騒音・振動の防止 ～

騒音・振動は工場、交通機関、商業施設や住宅など様々なところで発生します。静かな生活環境を守るため、騒音・振動対策に取り組みました。

1) 工場等騒音・振動対策の推進

○騒音・振動規制（環境課）

騒音規制法、振動規制法、及び生活環境保全等に関する条例に基づく特定施設の届出を受理しました。

<特定施設の届け出件数>

(単位：件)

		件数
騒音規制法に基づく届出	設置届	2
	変更届	4
	廃止届	0
	その他特定建設作業実施届	10
振動規制法に基づく届出	設置届	0
	変更届	2
	廃止届	0
	その他特定建設作業実施届	6
栃木県生活環境保全条例に基づく届出	設置届	10
	変更届	12
	廃止届	3
	その他特定建設作業実施届	19

○立ち入り検査等の実施（環境課）

工場等への立ち入り検査を実施し適切な指導等を行いました。

2) 交通騒音・振動対策の推進

○自動車騒音測定の実施（環境課）

10箇所の道路区間を5年間に分けて自動車騒音常時監視業務を実施しました。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
監視箇所数	16	13	6	4

3) 生活騒音対策の推進

○日常生活等から生ずる騒音に対する適切な指導（環境課）

発生源者へ適切な指導等を行いました。

【成果及び今後の課題】

事業所等から発生する騒音等苦情に対し、適宜適切な対応を行っておりますが、音・振動の種類が多様化しており、新たな啓発方法等を検討する必要があります。

基本的施策 2-5 ～ 資源循環の推進～

発生するごみを適正に処理・処分することは、大気汚染や地球温暖化、悪臭等の環境負荷の低減につながります。資源循環を進めるための取り組みを進めました。

1) 廃棄物の発生抑制の推進

○3R運動の推進（クリーン推進課）

本市では、全国的に実施している3R（リデュース：減らす・リユース：再利用する・リサイクル：再生する）運動に積極的に取り組み、ごみの発生抑制の啓発を推進しました。

○排出されるごみ及び食品ロスの分析（クリーン推進課）

もやすごみの状況把握及び減量化対策の参考とするため、「もやすごみ」に含まれる食品ごみに関して、食品ロス実態調査を行いました。

<食品ロス調査結果>

(単位：%)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
食品ロス割合		27.01	10.70	11.20
うち直接廃棄された食品	100%残存	4.11	4.11	5.29
	50%以上残存	0.40	0.40	1.42
	50%未満残存	1.34	1.34	1.51
うち食べ残し		13.88	4.85	2.98

○もやさないごみに含まれるプラスチックごみの分析（クリーン推進課）

もやさないごみに含まれるプラスチックごみの状況を把握するため、実態調査を行いました。

<もやさないごみに含まれるプラスチックごみの調査結果>

対象地域：栃木東②コース（大宮町の一部） ・戸建住宅地 ・集合住宅地

分類	令和6年4月26日 (第1回)		令和6年7月26日 (第2回)		令和6年10月11日 (第3回)		令和7年2月28日 (第4回)	
	重量(kg)	割合	重量(kg)	割合	重量(kg)	割合	重量(kg)	割合
製品プラスチック	153.73	12.60%	162.25	14.88%	109.65	17.40%	171.36	16.8%
容器包装プラスチック	165.00	13.52%	253.12	23.22%	127.51	20.24%	215.36	21.11%
小型家電	36.58	3.00%	20.93	1.92%	18.30	2.91%	20.49	2.01%
有害ごみ	-	-	32.22	2.96%	16.99	2.70%	1.53	0.15%
それ以外のごみ	864.69	70.88%	621.48	57.02%	357.54	56.75%	611.26	59.93%
合計	1,220.00		1,090.00		630.00		1020.00	

○環境出前講座の開催（クリーン推進課）

資源循環に関する知識や情報をより多くの方に知っていただき、実践してもらうため、市職員が自治会や学校等に出向き、講座を開催しました。

- ・ごみと資源の出し方、分け方

実施日	会場	参加者	備考
6月25日	ヤマトファッションビジネス専門学校	202人	外国人向け講座
9月5日	滝沢ハム株式会社	16人	外国人向け講座
11月22日	はつらつ事業橋本にここサロン	10人	
2月10日	真弓南はつらつ倶楽部	10人	
3月19日	第3区民生委員、児童委員協議会	27人	

○地域クリーン推進員への研修会（クリーン推進課）

地域クリーン推進員に講演会、視察研修への参加を促し、美化活動や資源循環に関する意識の向上を図りました。

実施日	内容	会場	参加者
5月30日	講演会「20年後の地域を考えよう」(株式会社AXIA代表取締役 永祚 純 氏)	とちぎ岩下の新生姜ホール	130人
10月25日	視察研修 ①共和化工株式会社 生ごみ堆肥化施設の役割 ②エコフロンティアかさま 産業廃棄物最終処分場	①益子町 ②茨城県笠間市	16人
2月8日	エコライフ in とちぎ 講演会「ネパールでの活動から学んだ～私にとってのSDGs」講師：野口 健 氏	とちぎ岩下の新生姜ホール	59人

2) 廃棄物資源化の推進

○生ごみ堆肥化の推進（クリーン推進課）

ごみの堆肥化を推進するため、コンポスト容器設置費、機械式生ごみ処理機設置費及び堆肥化促進剤専用容器設置費にかかる補助事業を実施しました。

<コンポスト容器設置費補助件数>

補助率 1/2 限度額 5,000円 (単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
補助件数	17	33	33	25

<電気式生ごみ処理機設置費補助件数>

補助率 1/2 限度額 20,000円 単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
補助件数	17	36	40	35

<堆肥化促進剤専用容器設置費補助件数>

補助率 1/2 限度額 5,000 円 (単位: 件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
補助件数	-	2	6	-

○溶融スラグ利用の推進 (クリーン推進課)

とちぎクリーンプラザでは、焼却灰、飛灰の混合物を溶融し、アスファルト合材の原料となる溶融スラグの生産、販売を行いました。

焼却残渣の最終処分量の減量化を図るとともに、資源としての有効利用を促進しています。

(単位: t)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生産量	1,243	1,814	※0	808
利用量	1,388	1,885	213	694

※令和5年度は、クリーンプラザで基幹的設備改良工事を行ったため、スラグの生産ができなかった。

○廃材の有効活用 (道路河川整備課ほか)

コンクリート再生材やアスファルト再生材を路盤材や舗装材として道路整備工事に活用しました。

○排出されるごみの有効活用 (クリーン推進課)

プリンターメーカー4社による「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に参加し、本庁舎、各総合支所及びとちぎクリーンプラザで使用済みインクカートリッジの回収を行いました。

3) 廃棄物等の不適正な処理の防止

○栃木市をきれいで住みよいまちにする条例の推進 (クリーン推進課)

条例に基づき、きれいで住みよいまちづくりを推進するため、広報紙等を活用し情報提供を行うとともに、地域クリーン推進員 472 名を委嘱し、各地域において清掃活動を実施する等環境美化の促進に取り組みました。

○分別方法や回収方法等の周知徹底 (クリーン推進課)

- ・ごみと資源の収集日カレンダーを全世帯に配布し、周知しました。
- ・地域クリーン推進員等の協力を得ながらごみステーションの適切な設置及び管理を促進しました。
- ・地域クリーン推進員を中心として、自治会の協力を得ながら、不適正ごみの排出に対して指導を行い、適正な分別を促進しました。

○農業用廃ビニールの適正処理の支援 (農業振興課)

市の広報誌やホームページにより、農業用ハウスの廃ビニール等使用済農業生産資材の適正処理の啓発を行うとともに、処理コストの削減及び適正処理を推進するため、地域環境の保全を目的に回収・処理を行う、JAと地域の農業者で構成された廃プラスチック処理協議会に対し、処分に要した経費の一部を補助しました。

- ・廃ビニールの処理量 258.60 t

4) 不法投棄の防止

○不法投棄監視員によるパトロール等（クリーン推進課）

不法投棄監視員 6 名を配置し、平日不法投棄の監視や不法投棄物の回収を実施しました。

監視員による不法投棄物の回収件数 145 件

○啓発活動（クリーン推進課）

- ・不法投棄禁止の看板を作成、掲示し、地域における環境美化の啓発を行いました。
貸出枚数 93 枚
- ・地域クリーン推進員等と協働し、環境美化への取り組みを支援、推進しました。

○監視カメラの設置（クリーン推進課）

- ・不法投棄監視カメラを市内 3 か所に計 6 台設置し、不法投棄未然防止に対する取り組みを進めました。
- ・不法投棄監視カメラの貸出しを行いました。

貸出件数 2 件

5) 災害廃棄物の処理の体制整備

○計画に定められた体制の推進（クリーン推進課）

計画に基づき、事前の備えや関係者間の連携強化を図り、災害時に発生する災害廃棄物等の迅速かつ円滑な処理を推進し、被災地における生活環境を確保するよう努めます。

【成果及び今後の課題】

もやすごみに含まれる食品、もやさないごみに含まれるプラスチックごみの分析を継続して実施することにより、実態や傾向を把握することができました。各分析を継続するとともに、市民への資源循環に関する情報提供を引き続き行っていきます。また、生ごみの減量や食品ロスの削減を図るため、「3きり運動（使いきり、食べきり、水きり）」をさらに推進していきます。

農業用廃ビニールの適正処理については、生産者団体が共同処理することにより、野焼き等の不適切な処理が抑制されたほか、農家個々の金銭的負担も軽減することができました。今後は、使用済農業生産資材のリサイクルや耐久性素材の利用促進など、排出量抑制の取組を組み合わせ、農業生産における環境負荷の低減を図っていく必要があります。

不法投棄の防止については、監視員の研修等を適切に実施し、市による監視を継続しながら、活動の手引きの配布やクリーン推進員連合会総会等を通じて周知してまいります。不法投棄に関する相談件数が増加傾向にあるため、看板の貸出のほか、不法投棄監視員によるパトロールを継続して実施していきませんが、今後、貸出しするカメラの台数が不足する可能性があり、貸出時期の調整等を検討する必要があります。

今後も地域クリーン推進員等の協力を得ながら、各地域の清掃活動、ごみの排出に対する指導等の環境美化活動に取り組んでまいります。

基本的施策 2-6 ～ 環境に配慮した良好な景観の形成 ～

本市は、歴史的・文化的な街並みを有し、緑豊かな自然を生かした渡良瀬遊水地、太平山県立公園、永野川緑地公園などの緑地・公園が整備されています。これらの街並みや緑地を保全し、美しい景観を形成していくための取り組みを推進しました。

1) 環境に配慮した良好な景観の形成

○歴史的まちづくりの推進（蔵の街課）

栃木市固有の歴史、伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物、その周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境をこれからも維持し、さらに向上させていくことを目指すため、平成30年度に策定し、国の認定を受けた「栃木市歴史的風致維持向上計画」に基づき、歴史的風致形成建造物3棟の修繕を行いました。

○伝統的建造物の保存・修理（蔵の街課）

伝建地区において、歴史的な町並みの景観を保全するため、伝統的建造物の修理等補助事業を行いました。

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
修理	6	5	4	5
修景	-	-	-	1



〔修理済の建造物〕

○文化財の指定及び保全（文化課）

文化財（建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、古文書、歴史資料、史跡、天然記念物）の保全に努めました。

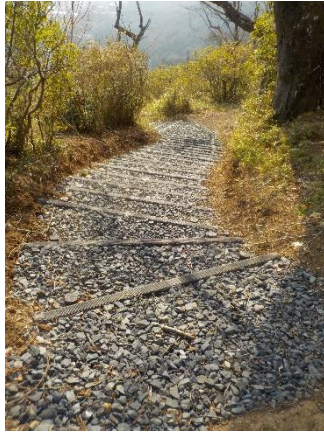
(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指定文化財件数	300	300	298	297
埋蔵文化財照会件数	2,042	2,462	2,074	2,104
発掘届出件数	179	201	178	147
現地立会件数	53	60	44	57
確認調査	10	22	21	13
発掘調査(学術目的)	2	0	0	0

2) 緑地や公園の保全と緑化推進

○計画的な公園の整備・保全（公園緑地課）

太平山県立自然公園内の園路（階段）改修や栃木市総合運動公園内の屋外トイレ改修などを行い、公園施設の充実を図りました。



〔太平山県立自然公園内の園路を改修〕



〔栃木市総合運動公園の屋外トイレを更新〕

○アダプト制度の活用（公園緑地課）

市民のボランティアにより行うアダプト制度を活用し、公園の維持管理を行いました。

○苗木配布会の開催（農林整備課）

市民参加によるみどりづくりを推進し、市民の緑化意識の高揚を図るため、家庭緑化用苗木配布会を実施しました。

開催場所	実施日	種類	本数
西方町元地内圃場 （ど田舎にしかた祭り）	12月1日（日）	ブルーベリー オリーブ	200本

【成果及び今後の課題】

歴史的な建造物の修理等により、良好な景観形成を促進しました。しかし、建物の老朽化の進行や空き家や空き店舗等の増加といった課題もあり、それらに対応していく必要があります。

文化財の保全については、文化財保護審議会委員の立会により、指定文化財等の修繕に係る現地指導等を実施し、文化財が適切に修繕されるよう指導を行いました。また、近年増加傾向にある埋蔵文化財包蔵地における開発行為に対し随時工事立会や確認調査を行い、開発者に対し適切な指導を行うことで、埋蔵文化財の保全に努めました。今後も、各種文化財の状況を注視し、適切な保全に努めます。

緑地や公園については、アダプト制度の活用等により、市民の皆様の協力のもと良好な環境を保持することができました。緑地や公園の環境美化には、市民の皆様の協力が必要不可欠ですが、近年、高齢化等により継続が困難となる団体等が増加しており、協力いただける市民の減少が課題となっていることから、より多くの市民の皆様に協力いただけるよう働きかけを行っていく必要があります。

基本的施策 2-7 ～ 環境マナー意識の向上～

良好で快適な自然環境、生活環境とまちの美観を守るため、環境マナー意識の向上に関する取り組みを進めました。

1) 環境マナーの意識向上

○地域のクリーン作戦（ごみ拾い、清掃活動）の実施（クリーン推進課）

自治会及び地域クリーン推進員が連携し、地域住民と協働で実施しました。

○アダプト制度（道路河川維持課）

身近な公共施設である道路、河川、公園の維持管理などを市民のボランティアが中心となり、アダプト制度を活用し、市民協働による維持管理を実施しました。

※アダプト制度：身近な公共空間である道路、河川、公園等において、市民の皆様によりボランティアにより清掃、除草等の美化活動を行っていただき、市がその活動を支援することにより、市民協働による維持管理を行う制度。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
道路団体	27 路線 27 団体	27 路線 27 団体	28 路線 28 団体	28 路線 28 団体
河川団体	8 河川 15 団体	8 河川 15 団体	9 河川 17 団体	9 河川 18 団体
公園団体等	55 公園 58 団体 13 個人	55 公園 58 団体 12 個人	59 公園 60 団体 13 個人	61 公園 60 団体 15 個人

○放置自転車への対応（交通防犯課）

栃木市自転車等の放置防止に関する条例に基づき、自転車等放置禁止区域（栃木駅、新栃木駅）における放置自転車の撤去を行いました。

（単位：台）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
撤去台数	73	52	43	4

○犬又は猫の無秩序な繁殖の抑制（環境課）

犬又は猫の飼養者の健全な飼養意識の高揚を図ることを目的として、平成29年度から犬又は猫の不妊手術費の一部補助をしています。

補助区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
犬 (メス)	件数	80件	90件	95件	100件
	金額	400,000円	450,000円	475,000円	500,000円
猫 (メス)	件数	275件	262件	358件	250件
	金額	1,100,000円	1,048,000円	1,432,000円	1,500,000円
合計	件数	355件	352件	453件	350件
	金額	1,500,000円	1,498,000円	1,907,000円	1,500,000円

○ペットの適正飼育の指導・啓発（環境課）

- ・犬や猫を正しく飼うためのマナー等について広報紙で啓発しました。
広報とちぎ記事掲載（2月号）
- ・犬のフン禁止等の看板を作成し、犬のフン等に困っている市民に貸与しました。
犬のフン禁止等の看板の貸与枚数 60枚
- ・栃木地区動物愛護管理協議会（栃木市、壬生町、栃木県獣医師会）において、犬の適正飼養等の啓発事業として長寿犬飼養者表彰を行いました。
実施日 令和6年11月10日（日）
場 所 永野川緑地公園パークセンター

【成果及び今後の課題】

市民ボランティアによる公共施設の清掃活動を支援するアダプト制度の登録団体は近年増加しております。今後も登録団体の増加に向けて、広報誌等を活用し、アダプト制度について周知してまいります。

ペットの適正飼育については、マナー等の向上のため広報紙での啓発、チラシや看板の配布等の啓発活動を行っております。今後も関係機関と連携しながら意識の向上を図っていく必要があります。

【基本目標3】 『地球温暖化対策を推進する栃木市』
～地球温暖化対策実行計画（区域施策編）～

近年地球規模で危惧されている地球温暖化・気候変動は、経済成長に伴う温室効果ガス排出量の増加が主な原因と言われており、温室効果ガスの排出量を抑制する脱炭素社会を実現し、持続可能な社会を構築することが必要不可欠となっています。本市においても、市・市民・事業者が一体となって脱炭素社会を目指すこととし、令和5（2023）年2月に「栃木市ゼロカーボンシティ」を宣言しました。温室効果ガスの排出削減に取り組むとともに、再生可能エネルギーの導入等を推進します。

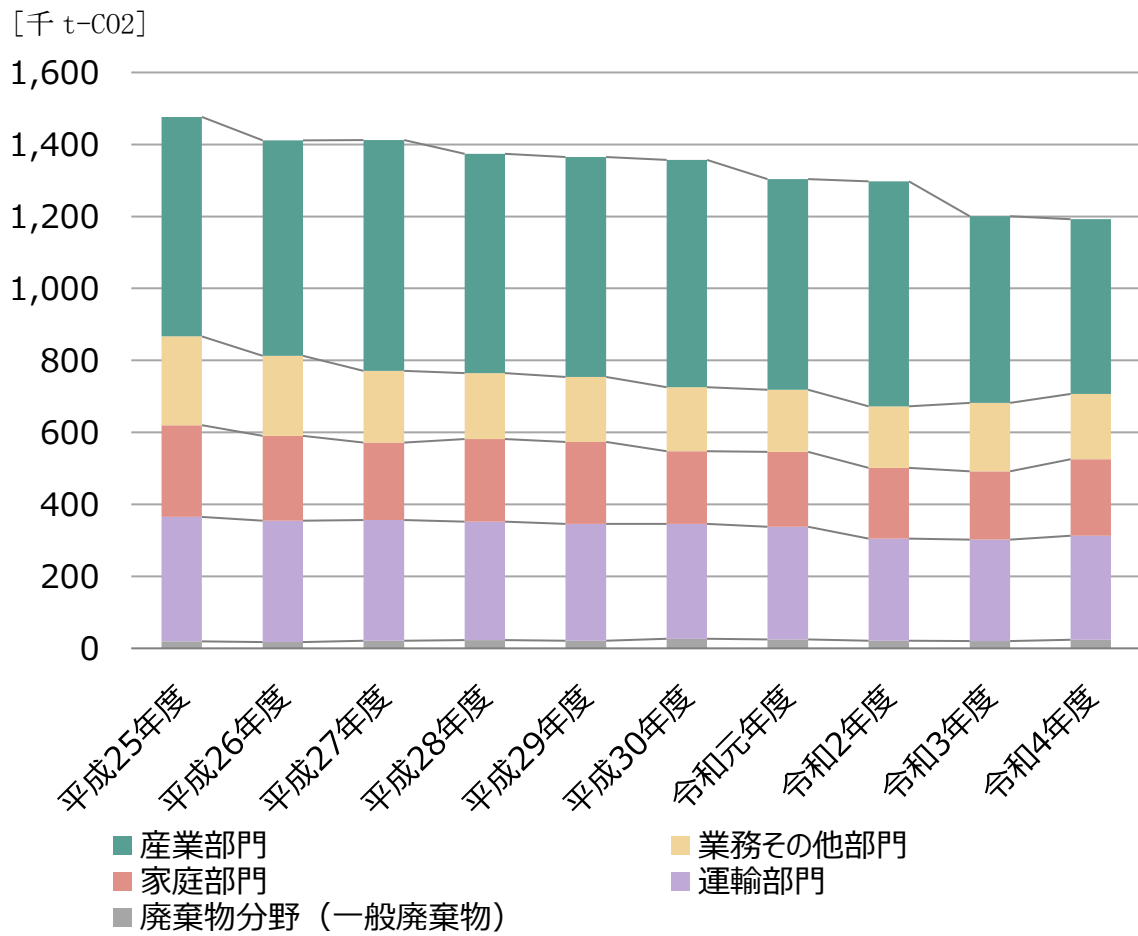
【環境指標】

項目	単位	基準値	現状値(削減率)				目標値
		H25 (2013) 年度	R2 (2020) 年度	R3 (2021) 年度	R4 (2022) 年度	R12 (2030) 年度	
再生可能エネルギーの導入(FIT 制度)	kw	—	194,250	204,882	212,687	240,000	
温室効果ガス排出量	千t- CO ₂	1,476	(▲12.1%) 1,297	(▲19.2%) 1,193	(▲19.2%) 1,192	(削減率 50%) 738	
エネルギー起源	産業部門での CO ₂ 排出量	計 610	(2.1%) 計 623	(▲15.1%) 計 518	(▲20.5%) 計 485	(削減率 39%) 計 370	
	製造業	千t- CO ₂ 581	586	481	448	352	
	建設業・鉱業	13	12	14	11	8	
	農林水産業	16	25	23	26	10	
	業務その他部門での CO ₂ 排出量	千t- CO ₂ 247	(▲32.0%) 168	(▲23.1%) 190	(▲26.7%) 181	(削減率 66%) 83	
	家庭部門での CO ₂ 排出量	千t- CO ₂ 255	(▲21.2%) 201	(▲27.8%) 184	(▲16.5%) 213	(削減率 70%) 75	
	運輸部門での CO ₂ 排出量	千t- CO ₂ 計 346	(▲17.6%) 計 285	(▲18.8%) 計 281	(▲16.5%) 計 289	(削減率 43%) 計 195	
	自動車 旅客	196	155	150	158	111	
	貨物	137	120	122	121	77	
	鉄道	13	10	9	9	7	
一般廃棄物での CO ₂ 排出量 (非エネルギー起源)	千t- CO ₂ 19	(10.5%) 21	(5.3%) 20	(26.3%) 24	(削減率 21%) 15		

※現状値及び基準値は、環境省自治体排出量カルテ（栃木県栃木市）参照

※目標年度は、栃木市ゼロカーボンシティ実現に向けたロードマップに合わせR12(2030)年度としている。

【参考】部門・分野別 CO2 排出量の推移



基本的施策 3-1 ～ 温室効果ガスの排出削減 ～

気候変動による影響の拡大を防ぐため、脱炭素社会の構築に向けた温室効果ガスの排出削減等対策（緩和策）を進めていきます。

1) 地球温暖化対策の総合的な推進

○ネットワークづくりの推進（カーボンニュートラル推進課）

多様な業種の積極的な参画や連携により脱炭素の取り組みを促進するため、栃木市脱炭素促進プラットフォームを設置し、会議等を開催しました。

・会員（令和7年3月31日現在）（単位：団体）

市内	県内	県外	計
51	8	3	62

- ・運営委員会 4回開催
- ・再エネ普及促進プロジェクト 1回開催
- ・講演会 1回開催
- ・視察研修会 1回開催
- ・エコライフ in とちぎ 出展



○市庁舎における地球温暖化対策の推進（環境課）

令和5年3月に策定した栃木市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、職員一人ひとりが省エネ・省資源等の環境に配慮した行動に取り組みました。

計画期間 令和5（2023）年から令和9（2027）年度までの5年間

基準年度 平成26（2014）年度

<温室効果ガス排出量の実績と基準値比(t-CO2)>

項目	基準値	実績値			目標値	参考目標値
	平成26年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和12年度
二酸化炭素換算 総排出量	26,635 (H26比)	22,581 ▲15%	18,200 ▲32%	20,759 ▲22%	15,120 ▲43%	12,380 ▲54%
部 門	産業 ※1 (H26比)	11,775 ▲9%	10,660 ▲36%	9,334 ▲21%	8,050 ▲32%	7,180 ▲39%
	運輸 (公用車) (H26比)	679 ▲12%	595 ▲17%	544 ▲20%	440 ▲35%	380 ▲44%
	業務 (産業、運輸以外) (H26比)	14,181 ▲20%	11,326 ▲27%	11,219 ※3 ▲21%	6,630 ▲53%	4,820 ▲66%
廃棄物分野 (一般廃棄物)	19,000 (2013比)	20,902 10%	20,062 6%	19,288 2%	17,300 ▲9%	15,000 ▲21%

本市の事務事業に伴い発生する二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC）の4種類を二酸化炭素（CO₂）に換算している。廃棄物処理量は市全体の一般廃棄物処理量。

※1 上下水道事業、学校給食、し尿処理施設、とちぎクリーンプラザ

※2 カーボンニュートラル都市ガスのオフセット分 305t-CO₂ を差し引いたもの。

※3 カーボンニュートラル都市ガスのオフセット分 338t-CO₂ を差し引いたもの。

○グリーン購入調達の推進（環境課）

『栃木市役所グリーン購入調達方針』に基づいた物品等の調達を推進しています。

＜グリーン購入調達実績＞

分 類		調達率 (%)	
		調達実績 (R6)	調達目標
1	紙 類	98.3	100
2	文具類	74.7	100
3	オフィス家具等	46.0	100
4	OA 機器(画像機器等)	73.8	100
5	OA 機器(電子計算機等)	78.6	100
6	OA 機器(オフィス機器等)	95.4	100
7	移動電話等	90.0	100
8	家電製品	100.0	100
9	エアコン等	-	100
10	温水器等	-	100
11	照 明	21.8	100
12	自動車	80.0	100
13	消火器	100.0	100
14	制服・作業服	15.4	100
15	インテリア・寝装寝具	99.1	100
16	作業手袋	30.0	100
17	その他の繊維製品	6.6	100
18	設 備		できる限り配慮
19	災害備蓄用品	98.5	100
20	公共工事		できる限り配慮
21-1	役 務(印刷〔外部発注〕)	99.5	100
21-2	役 務(印刷以外)		できる限り配慮
22	ごみ袋等	40.8	100
23	食材・食品		できる限り配慮
24	日用品・雑貨等		できる限り配慮

○自動車用充電器の設置（農業振興課、観光振興課）

駐車場に電気自動車用充電施設を設置することにより、利用者の利便性向上のほか、電気自動車等の普及促進や人の移動に伴う CO2 排出量の抑制に寄与しています。

・急速充電器の設置場所（各 1 基）

道の駅みかも、道の駅にしかた、蔵の街第一駐車場

<電気自動車用充電器利用状況>

※利用可能日時：道の駅営業日、営業時間内 (550円/30分)

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
道の駅みかも	43	165	185	130
道の駅にしかた	30	71	71	103
蔵の街第一駐車場	18	16	26	25

2) 地球温暖化に対する理解促進

○啓発事業の実施（カーボンニュートラル推進課、環境課）

市民、事業者、市それぞれが、環境問題を地球規模で捉え、日常生活や事業活動の影響が地球環境にまで及ぶことを認識してもらうための普及啓発活動を実施しました。

	令和6年度
実施回数	10件
参加人数	4,552人

出前講座を開催し、環境に関する知識を深め、意識の向上に努めました。

・出前講座

(単位：人)

実施日	場 所	講座名	参加者
6月11日(火)	西水代集会所	知ってる？カーボンニュートラル	7
6月28日(金)	ホテルサンルート栃木	栃木商工会議所議員セミナー	43
7月3日(水)	栃木市役所	栃木市脱炭素促進プラットフォーム脱炭素化講演会	60
7月24日(水)	大宮公民館	知ってる？カーボンニュートラル	15
8月1日(木)	きららの杜とちぎ蔵の街楽習館	サイエンススクール	30

3) 省エネルギー対策

○市役所内における節水や節電の促進（全課）

栃木市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、庁舎を含む公共施設（出先機関、小中学校等を含む）における電気、水、燃料等の節約に努めました。

- ・昼休みの消灯を推進、クールビズ、ウォームビズの実践 等
- ・エコオフィス推進員研修会を実施 実施日：令和6年9月30日

○省エネルギー型の公共施設の整備（地域政策課ほか）

市が保有する公共施設の省エネ化を進めるため、照明機器のLED化を進めました。

- ・西方総合文化体育館、大平総合支所、いわふねフルーツパークセンター及び岩舟農村環境改善センター、真名子夢ホール、大平地域福祉センター、大平学校給食センター、都賀学校給食センター、下野国庁跡資料館、大平みなみ児童館、部屋地区公民館（10年リース）

電気使用量（照明のみ、理論値、10施設） 338,087kwh ⇒ 91,927kwh

- ・その他 市内小中学校等

4) 森林等吸収源対策の推進

○森林環境譲与税を活用した森林整備の推進（農林整備課）

温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、市は令和元年度から譲与税の譲与を受け、森林整備の財源として活用しています。

- ・森林作業道整備工事 1件

【成果及び今後の課題】

市の事業活動による温室効果ガス排出量削減のため、令和5年度からクリーンプラザのごみ発電の電力を市役所本庁舎に導入し、全体的に照明をこまめに消灯するなどの対策を行っております。今後は、施設の改修等に合わせて、ハード面での省エネ化や再エネの導入を進めていく必要があります。

また、温室効果ガス吸収源対策として、森林の整備を進めました。適正な森林整備を行うためには、森林へのアクセスを確保する作業道の整備が必要不可欠です。そこで、台風災害による斜面の崩落や倒木等により通行が困難になった作業道の復旧工事を実施しました。今後は整備した作業道を活用し、森林経営管理制度等、様々な手法を検討しながら森林整備の実施に繋げていく必要があります。

市と市民、事業者が一丸となって地球温暖化対策、カーボンニュートラルに向けての取り組みを進めるため、今後も継続的に市民や事業者の意識向上を図っていく必要があります。

基本的施策 3-2 ～ 再生可能エネルギー導入の推進 ～

太陽光、風力などの再生可能エネルギーは温室効果ガスをほとんど排出せず、枯渇することのないエネルギーです。市有施設において再生可能エネルギーの導入を進めるとともに、一般家庭に対し環境への負荷の少ないエネルギーを活用した住宅普及のための支援を実施します。

1) 再生可能エネルギーの導入

○住宅用低炭素設備設置費補助事業（環境課）

定置型蓄電池、又は電気自動車充給電システムを設置した方に設置費の一部を補助しました。

- ・定置型蓄電池：補助対象費用の10% 上限 50,000円
- ・電気自動車充給電システム：一律 40,000円

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定置型蓄電池	件数	126件	120件	176件	117件
	補助額	6,300千円	6,000千円	8,800千円	5,850千円
	容量合計	972kw	999kw	1,385kw	1,068kw
電気自動車 充給電システム	件数	1件	0件	5件	3件
	補助額	40千円	0円	200千円	120千円

○栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例に基づく許可制度（都市計画課）

美しい自然環境、魅力ある景観及び安全安心な生活環境の保全及び形成と再生可能エネルギー発電設備を設置する事業との調和を図り、潤いのある豊かな地域社会の発展に寄与することを目的に制定した、「栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」に基づき許可等を行いました。

(単位：件)

区 分	件数
条例第11条第1項 再生可能エネルギー発電設備設置事業の許可	2
条例第15条第1項 再生可能エネルギー発電設備設置事業の変更許可	0
審査基準第2条 再生可能エネルギー発電設備設置事業面積5,000㎡以上に対する行政指導	2

○太陽光発電設備の導入（学校施設課 ほか）

市有施設に太陽光発電施設を設置し、施設で使用する電力の一部として利用しています。

(19 施設)

設置箇所	導入年度	規 模 (kw)	年間発電量 (kwh)
藤岡中学校	平成 13 年度	10.00	※① 2,426
国府公民館	平成 15 年度	5.00	1,173
とちぎ西部生きがいセンター	平成 15 年度	5.00	※② 0
大平西小学校	平成 18 年度	20.00	17,842
岩舟中学校	平成 21 年度	10.08	13,293
渡良瀬の里	平成 22 年度	8.755	10,955
都賀中学校	平成 22 年度	30.00	35,400
栃木中央小学校	平成 23 年度	10.00	10,225
西方中学校	平成 24 年度	30.00	29,215
いわふね保育園	平成 24 年度	10.00	10,290
静和地区公民館	平成 25 年度	5.40	5,266
栃木市役所本庁舎	平成 25 年度	20.00	21,919
寺尾小学校	平成 25 年度	20.00	13,462
大平南小学校	平成 27 年度	20.00	※① 5,682
大平中学校	平成 28 年度	30.00	33,701
ゆったり～な（北部健康福祉センター）	令和元年度	20.00	17,759
栃木市消防本部消防署庁舎	令和 5 年 9 月	10.20	13,063
栃木市斎場（あじさいの杜）	令和 5 年 10 月	10.00	13,879
栃木市聖地公園管理棟	令和 6 年 3 月	5.00	2,820
合 計			258,370

※①断続的に計測器故障 ※②設備故障中

○市有施設の屋根貸出事業（健康増進課 ほか）

市有施設の屋根部分を民間に貸出し、太陽光発電を促進しています。

・屋根貸出による収入 2,846,691円

(21 施設)

	設置箇所	導入年度	規 模(kw)	年間発電量(kwh)
第1次	栃木保健福祉センター	平成 24 年度	73.92	84,256
	栃木中央小学校	平成 24 年度	95.04	102,864
	栃木市市民交流センター	平成 24 年度	45.36	52,385
	栃木西中学校	平成 24 年度	58.32	73,840
	国府公民館	平成 24 年度	63.36	69,265
	栃木図書館	平成 24 年度	58.32	68,717
	大平図書館	平成 24 年度	58.32	67,997
	藤岡中学校	平成 24 年度	75.60	95,950
	合戦場小学校(※)	平成 24 年度	58.32	125,309
	都賀中学校	平成 24 年度	58.32	71,759
	西方総合文化体育館	平成 24 年度	158.40	180,101
第2次	吹上小学校	平成 25 年度	76.50	91,299
	栃木東中学校	平成 25 年度	193.80	223,803
	栃木南中学校	平成 25 年度	110.16	129,258
	皆川中学校	平成 25 年度	107.87	129,125
	吹上中学校	平成 25 年度	48.20	60,946
	寺尾中学校	平成 25 年度	91.80	103,238
	赤津小学校	平成 25 年度	77.52	86,574
	家中小学校	平成 25 年度	85.68	89,157
	合戦場小学校(※)	平成 25 年度	48.96	※第1次と合算
第3次	静和小学校	平成 26 年度	44.37	50,684
	岩舟小学校	平成 26 年度	57.89	70,775
合 計				2,027,302

○とちぎクリーンプラザにおける熱エネルギーを活用した発電（クリーン推進課）

とちぎクリーンプラザでは、ごみの焼却熱を場内の冷暖房に利用する他ボイラーで回収し、発電（最大2,700kw）して、場内の電力として使用しました。

また、余剰電力は、令和4年度までは全て売電していましたが、令和5年7月から栃木市役所本庁舎の電力として使用するようになり、本庁舎の電力使用量の約5割をまかっています。



〔とちぎクリーンプラザ〕
(単位：kwh)

・クリーンプラザでの発電量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
発電量	15,889,360	14,597,520	13,667,100	12,091,260
売電量	2,640,279	2,034,625	2,405,368	1,890,273
市役所本庁舎での利用量		—	1,064,928	1,340,163

【成果及び今後の課題】

定置型蓄電池、又は電気自動車充電システムの設置に対して補助をすることにより、一般家庭での太陽光発電の導入は増加しています。

市役所本庁舎においては、ごみ発電の電力を利用することにより、再生可能エネルギーの導入量が増加しています。

コスト等の問題がありますが、今後も補助金等を活用しながら再生可能エネルギーの導入を進めていく必要があります。

【基本目標4】 『気候変動適応を推進する栃木市』

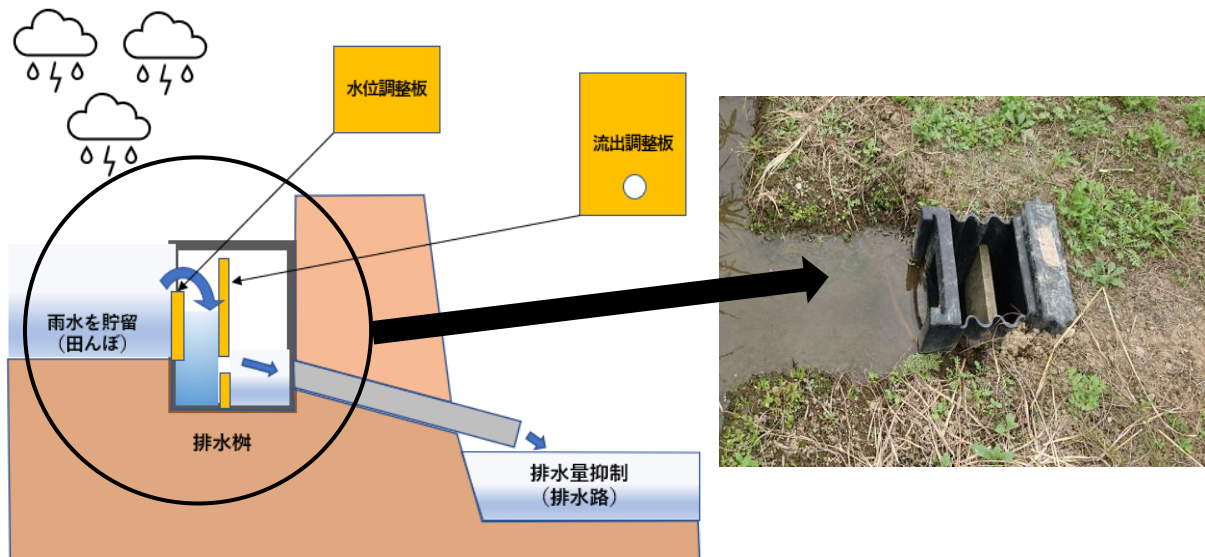
～地域気候変動適応計画～

地球温暖化が原因といわれる気候変動を抑制するため、温室効果ガスの排出を抑える「緩和策」に取り組んでいますが、気候変動による環境への影響は避けられない状況となっています。本市の地域特性を理解し、気候変動による影響を回避・軽減することを目指した「適応策」を進めていきます。

【環境指標】

項目 (関連ページ)	単位	基準値	現状値				目標値	R6 (2024) 年度 目標達成率 (%)	所管課
		R3 (2021) 年度	R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	R6 (2024) 年度	R14 (2032) 年度			
田んぼダム整備面積(累計) (P47)	ha	43	84	113	144	588	24.5	農林整備課	

田んぼダムの仕組み



基本的施策4-1 ～ 気候変動への適応の推進～

気候変動による影響は栃木県内でも既に確認されており、このまま地球温暖化が進行すると新たな影響の発現やさらなる深刻化が懸念されます。国や県と連携しながら気候変動対策を進めます。

1) 適応策の推進

○啓発事業の実施（カーボンニュートラル推進課）

基本的施策 3-1～温室効果ガスの排出削減～と同様に、地球温暖化による気候変動の影響及び適応策について普及啓発活動を実施しました。

	令和6年度
実施回数	10件
参加人数	4,552人

【成果及び今後の課題】

気候変動への適応を含む環境教育や普及啓発を進めるため、継続的に市民や事業者の意識向上を図る必要があります。

基本的施策4-2 ～ 気候変動の影響への対策～

地球温暖化による気候変動により、農業、自然災害、健康等様々な分野への影響が懸念されています。これらの影響による被害を回避・軽減していく対策を進めます。

1) 農林水産業分野の取り組み

○干害や病虫害への備えと対策、高温による生育障害や品質低下を回避する栽培技術の導入（農業振興課）

環境保全型直接支払交付金を活用し、土壌への炭素貯留や肥料使用を減らすことによる温室効果ガスの排出抑制に寄与するカバークロップ(※)の取組面積を拡大したほか、防除協議会等がドローンや無人ヘリコプターを用いて実施する、共同で広域的かつ効率的に行う病虫害防除に対する取り組みに支援を行いました。

また、関係機関と連携し、高温障害を回避する栽培方法の指導や耐暑性品種への切替などを進めました。

※カバークロップ…それ自体は収穫対象とはならない作物を栽培し、土壌にすき込むことで有機物を供給する取り組み。緑肥ともいわれる。(稲収穫後のレンゲなど)

2) 自然環境分野の取り組み

○開花時期の変化に合わせたイベントの開催時期の変更（観光振興課）

例年3月下旬に太平山桜まつりを開催していましたが、近年、当初の開花予想から大きくずれることが多いことから、交通規制期間を直前に決定することとしました。

3) 自然災害分野の取り組み

○自主防災組織設立を促進するための、出前講座の開催（危機管理課）

自主防災組織設立の促進と活動の活性化のため、出前講座を開催しました。

	令和6年度
実施回数	2回

○自主防災組織に対する補助金の交付（危機管理課）

自主防災組織の活動の活性化をはかるため、資機材等の購入に対し補助金を交付しました。

令和6年度	自主防災組織 設立補助金	自主防災組織 活動補助金
団体数	3団体	39団体
交付額計	600,000円	1,112,400円

○田んぼダムの設置（農林整備課）

水を貯める機能がある田んぼの特性を活用し、田んぼダムの装置を排水口に取付け排水口を流出調整板で狭めて、雨水をゆっくりと流し下流域の浸水被害の軽減を図りました。

<実施状況>

実施土地改良区	実施面積
栃木市土地改良区	81ha
都賀町土地改良区	38ha
小倉堰土地改良区	16ha
大岩藤土地改良区	9ha
合計	144ha

4) 水環境分野の取り組み

○住宅の雨水タンク設置への補助（下水道建設課）

雨水の有効利用や雨水流出の抑制につながることから、市内に専用住宅を所有又は賃借する者で、雨水貯留施設や雨水浸透施設を設置する者に対し、申請に基づき設置費用の一部を助成しました。

- ・雨水貯留施設申請数：5件（設置基数5基）
- ・雨水浸透施設申請数：5件（設置基数17基）

5) 健康分野の取り組み

○熱中症予防に対する取り組み（健康増進課、警防課）

熱中症予防のための新たな取り組みとして、クーリングシェルターやちょこっと涼み処、移動ちょこっと涼み処、無料給水スポットの設置や、学童保育に通う小学生等を対象とした熱中症予防講座を実施しました。また、昨年に引き続き、熱中症お助けスポットの設置や熱中症警戒アラート発表時の注意喚起、各支所及び市内公共施設へ暑さ指数の掲示、熱中症アンバサダー養成講座の実施、熱中症対策連携会議を開催するとともに、市消防本部ホームページに熱中症予防及び熱中症の搬送状況を掲載しました。

<令和6年中の熱中症傷病者の搬送人員>

	5月	6月	7月	8月	9月
搬送人員	0人	18人	61人	39人	16人

○気候変動による感染症情報の発信（健康増進課）

大雨災害が発生した際の感染症対策として、避難所での生活や浸水家屋の片付け等、被災地での活動時に特に気を付けなければならないことについて、市ホームページで掲載しました。

○避難所を想定した嘔吐物処理研修の実施（健康増進課）

避難所において感染拡大を防ぐための嘔吐物処理方法と防護服着脱の実習を実施しました。

- ・実施日 7月29日（月）
- ・参加者 職員 80人

6) 産業活動分野の取り組み

○夏季に開催されるイベントにおける熱中症対策や開催時期変更の検討（観光振興課）

7月下旬に開催するなつこい、8月上旬に開催する蔵の街サマーフェスタについては、他のイベントとの日程調整が難しく、開催時期の変更は容易ではありません。

そのため、ミストテントの設置や水の配布などの熱中症対策を実施して開催しました。

また、熱中症患者が出た時に早急に対応するため、各イベントに保健師を配置しました。

○農作業における暑熱対策、道の駅や農産物直売所における暑さ対策（農業振興課）

農作業時の熱中症対策として、予防啓発チラシを窓口等に掲出及びホームページでの注意喚起を行いました。

また、多くの方々が利用する、道の駅みかも、道の駅にしかた、いわふねフルーツパークセンターでは、軒下にミストシャワー及びクールシェアスポットを設置しました。

7) 市民生活分野の取り組み

○調節池、排水施設の整備（治水対策室）

台風や局地的豪雨等の雨水の流出による浸水被害を軽減させるための治水対策として、調節池、地下貯留施設、排水施設の工事を行いました。

令和6年度整備箇所：旧赤津川第1調節池

清水川地下貯留施設（2箇所）

平井川排水施設

計4箇所

【成果及び今後の課題】

台風や局地的豪雨等による浸水被害を軽減するためには、早期に事業効果を発揮することができる効果的な浸水被害軽減策を検討し、計画的かつ迅速に取り組んでいく必要があります。

雨水の有効利用や雨水流出の抑制につながる雨水貯留施設や雨水浸透施設、水を貯める機能がある田んぼダムなど引き続き促進します。また、地域の共助力を高めるため、自主防災組織の結成や活動の活性化が重要であることから、今後とも設立や活動の活性化の支援に取り組めます。

温暖化に伴う気温上昇による熱中症対策の予防について、チラシ掲出等のほかSNS発信、その他様々な機会を利用して幅広く周知することが必要です。施設においては、涼しさの演出を提供するなど、今後も施設利用者が快適に利用できるような工夫に努めるとともに、クールシェアスポットとしてのPRを図ります。

農業分野では、化学肥料・化学合成農薬の使用量削減や有機農業の取り組みなど、環境にやさしい農業の普及や気候変動を踏まえた栽培技術の導入、品種転換などへの取り組みを進めていきます。

『共通施策』

近年の複雑化する環境問題に対応するため、特定の環境分野だけではなく、安全安心な地域を形成し、市民一人ひとりの環境意識の向上を促しながら持続可能な地域づくりを目指すといった、統合的な観点からの取り組みを進めます。

(1) 持続可能な地域づくり

○防災訓練でのEV車の活用（危機管理課）

停電した状況を想定し、放送機器の電源をEV車から確保して実施しました。

○ごみ減量宣言事業所の募集（クリーン推進課）

ごみ総排出量の削減を目指し、ごみの発生抑制・再利用・再資源化などをこれまで以上に推進し、持続可能な循環型社会の更なる実現に向けて、「ごみ減量宣言」に賛同いただける新規事業所を募集しました。

- ・ごみ減量宣言事業所 登録事業者数 40社

○協働による啓発活動の実施（環境課）

- ・エコライフ in とちぎの開催

身近な環境問題から地球温暖化などの世界的な環境問題に関する意識の向上を図るため、エコライフ in とちぎを開催しました。

- ・開催日 令和7年2月8日(土)
- ・場 所 とちぎ岩下の新生姜ホール(栃木文化会館)
- ・内 容 講演会 野口 健 氏
「ネパールでの活動から学んだこと
～私にとってのSDGs～」
環境保全に関する啓発展示
製品プラスチックの回収 等
- ・来場者 約800人



(2) 安全・安心な地域づくり

○土地利用面からの環境配慮（総合政策課）

市では、「栃木市総合計画」を基本として、総合的かつ計画的な土地利用を推進しており、「栃木市都市計画マスタープラン（改訂版）」では、各地域の特性を活かした具体的な土地利用やまちづくりについて、将来あるべき都市像を示し、自然環境の保全や生活環境の向上に向けた整備を図っています。

また、「栃木市土地利用対策委員会設置要綱」に基づき、5ha以上の大規模開発事業に係る事前協議など、土地利用に係る検討や意見調整を行い、「農地法」や「自然公園法」など、各法令等を遵守し、周辺の自然環境に配慮した土地利用を促進しています。

○空間放射線測定の実施（環境課）

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災が要因となり発生した福島第 1 原発事故により関東・東北地方をはじめとした広範囲の地域に放射能が拡散しました。

市は、「栃木市における放射線等に関する当面の基本方針」に基づき、庁舎 6 か所において空間放射線の測定を実施しました。

(3) 景観形成による魅力ある地域づくり

○栃木市景観計画及び栃木市景観条例の施行による景観まちづくりの推進（都市計画課）

良好な景観の形成と保全を図ることを目的に策定した景観計画により、本市の景観資源や景観構造を活かし、地域の特性に応じた景観まちづくりを推進しました。

景観を構成するうえで重要な要素となる色彩については、周辺の景観と調和するよう、色彩ガイドラインの基準に沿った景観へ誘導しました。

景観条例に基づき一定規模を超える建築行為等を届出対象とし、良好な景観形成への誘導を行いました。

< 栃木市景観条例に基づく届出書等の受理件数 >

(単位：件)

項 目		件数
建築行為等の届出の受理 (景観法第16条第1項)	建築物	5
	工作物	26
	開発行為	0
計		31
建築行為等の変更届出の受理 (景観法第16条第2項)	建築物	0
	工作物	1
	開発行為	0
計		1
国・地方公共団体の建築行為等の通知の受理 (景観法第16条第5項)	建築物	1
	工作物	1
	開発行為	0
計		2
総 計		34

○違反広告物の除却活動（都市計画課）

良好な景観の形成や公衆に対する危害を防止することなどを目的に、栃木市違反広告物除却推進制度に関する要綱に基づき、違反広告物除却推進団体を認定し、活動支援を行いました。

違反広告物除却推進団体の認定数 2団体

<違反広告物除却推進団体の活動回数等>

団体名	推進員数	活動回数	令和6年度分 認定年月日
栃木市少年補導員会	62人	1回	令和6年4月1日
大平町あじさいグループ	12人	0回	令和6年4月1日

○地区計画制度に基づく周辺環境と調和したまちづくりの推進（都市計画課）

地区の特性に応じたきめ細やかなまちづくりのルールを都市計画法に基づく地区計画として定めることで、地区の良好な市街地環境の形成や保持を図るとともに、周辺環境と調和したまちづくりを推進します。

地区計画の目標を実現するため、地区計画の区域内においては建築行為等を行う前に届出書の提出が必要となります。それぞれの地区の内容に沿った計画であるかを審査し、適正な誘導を行いました。

<地区計画の区域内における行為の届出書の受理件数>

(単位：件)

地区名	件数
運動公園前	5
惣社東産業団地	3
大平みずほ企業団地	1
箱森小平	3
J R 大平下駅前	1
下皆川・富田	3
宇都宮西中核工業団地	1
蔵の街大通り倭町一丁目東側商家群	1
箱森西部	5
千塚産業団地	1
平川産業団地	7
計	31

Ⅲ 環境の状況

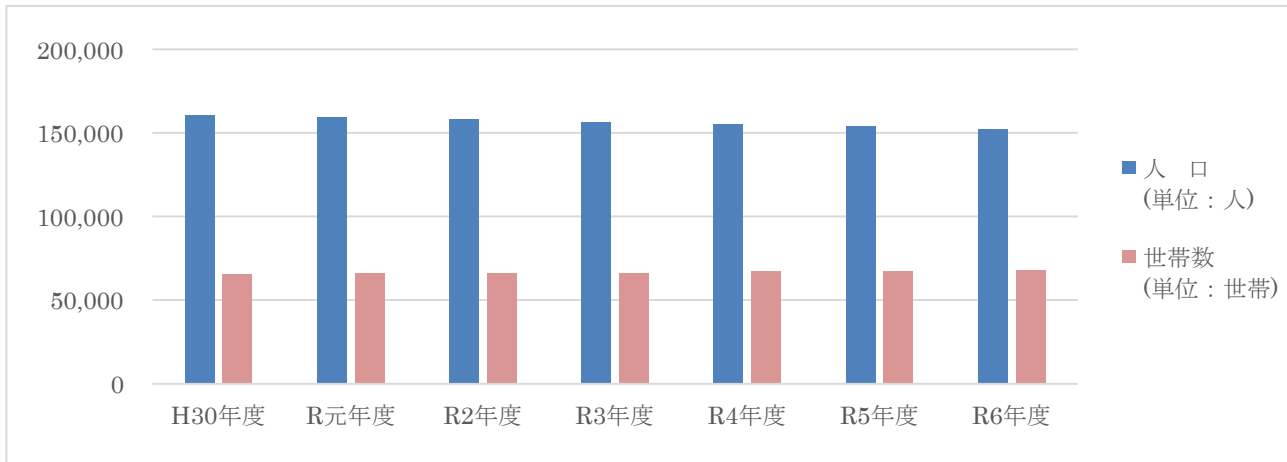
- 人口、世帯数
- 気温、降水量
- 地目別土地面積
- ごみ排出状況
- 不法投棄の状況
- 公害苦情受付件数
- 河川
- 都市公園
- 下水道
- し尿収集量及び浄化槽汚泥清掃量

○人口、世帯数（市民生活課）

※外国人登録を含む

（3月末現在）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人 口	160,775 人	159,295 人	157,929 人	156,301 人	155,281 人	153,828 人	152,355 人
世帯数	65,620 世帯	65,764 世帯	66,185 世帯	66,188 世帯	66,879 世帯	67,394 世帯	67,981 世帯
世帯当り人数	2.45 人	2.42 人	2.39 人	2.36 人	2.32 人	2.28 人	2.24 人

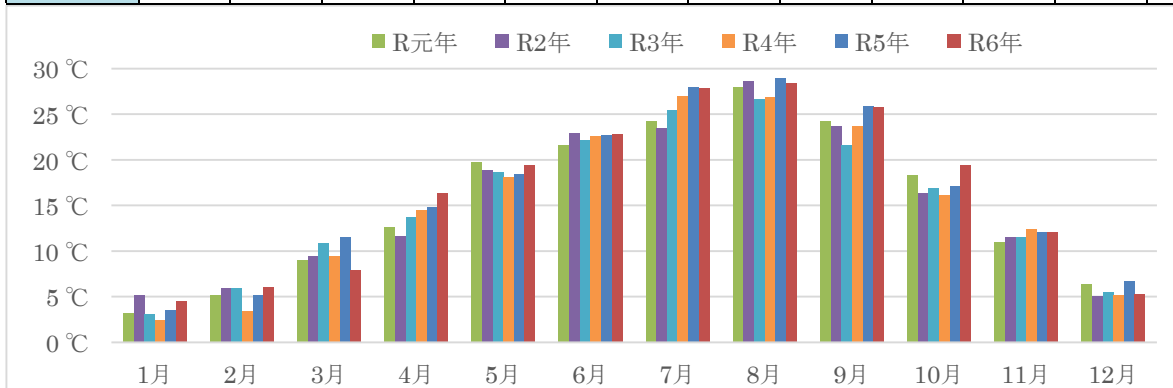


○気温、降水量（宇都宮気象台 小山地点）

・平均気温の推移

（単位：℃）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均
令和1年	3.2	5.2	9.0	12.6	19.7	21.6	24.2	28.0	24.2	18.3	11.0	6.4	15.3
令和2年	5.2	6.0	9.4	11.6	18.9	22.9	23.5	28.6	23.7	16.3	11.5	5.1	15.2
令和3年	3.1	5.9	10.9	13.7	18.7	22.2	25.4	26.7	21.6	16.9	11.5	5.5	15.2
令和4年	2.4	3.4	9.5	14.5	18.1	22.6	27.0	26.9	23.7	16.1	12.4	5.2	15.2
令和5年	3.5	5.2	11.5	14.8	18.4	22.7	28.0	28.9	25.9	17.1	12.1	6.7	16.2
令和6年	4.5	6.1	7.9	16.3	19.4	22.8	27.9	28.4	25.8	19.4	12.1	5.3	16.3



・降水量の推移

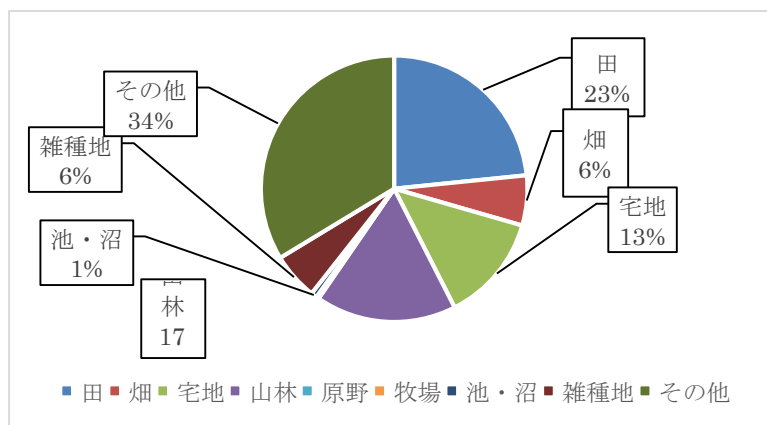
(単位：mm)

	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1月	8.0	69.0	21.5	4.5	8.0	30.0
2月	33.0	15.5	43.5	37.5	27.0	45.5
3月	90.5	103.5	119.5	110.5	88.0	118.5
4月	96.0	158.0	66.5	134.5	72.5	67.0
5月	94.0	121.0	96.5	131.5	126.5	134.5
6月	180.0	182.5	102.5	60.5	273.5	165.0
7月	166.5	251.5	286.0	195.5	46.0	113.0
8月	94.5	30.0	241.0	54.5	59.0	285.0
9月	137.0	88.0	94.5	248.5	156.0	111.0
10月	355.5	146.5	117.0	99.0	105.0	106.5
11月	82.5	11.0	49.0	54.5	50.5	75.5
12月	22.5	1.0	97.0	36.0	17.0	0.0
計	1,360.0	1,177.5	1,334.5	1,167.0	1,029.0	1,251.5

○地目別土地面積 (税務課)

(令和6年1月現在)

	総面積	田	畑	宅地	山林	原野	牧場	池・沼	雑種地	その他
実数 (ha)	33,150	7,734	2,004	4,344	5,588	105	1	240	1,973	11,161
構成比 (%)	100	23	6	13	17	0	0	1	6	34

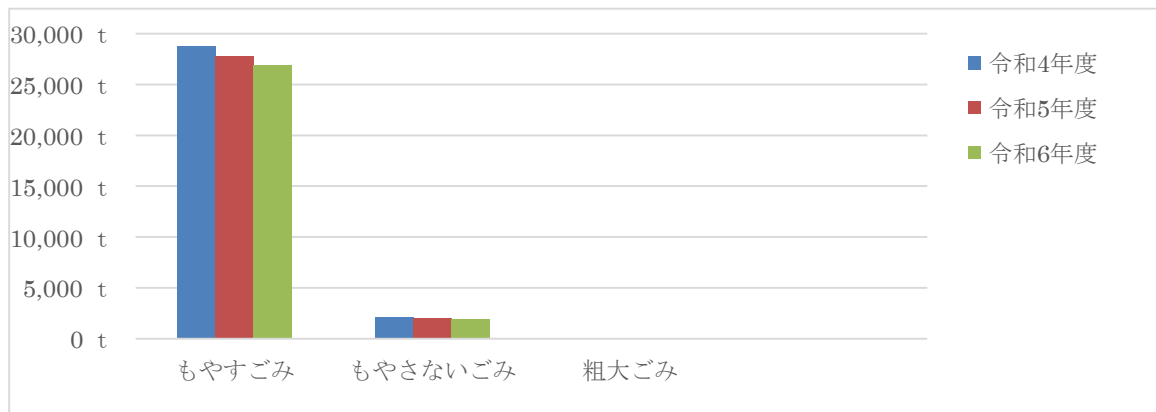


○ごみ排出状況（クリーン推進課）

家庭から排出されるごみ（ごみステーションから回収される量）の排出量をもとにしています。

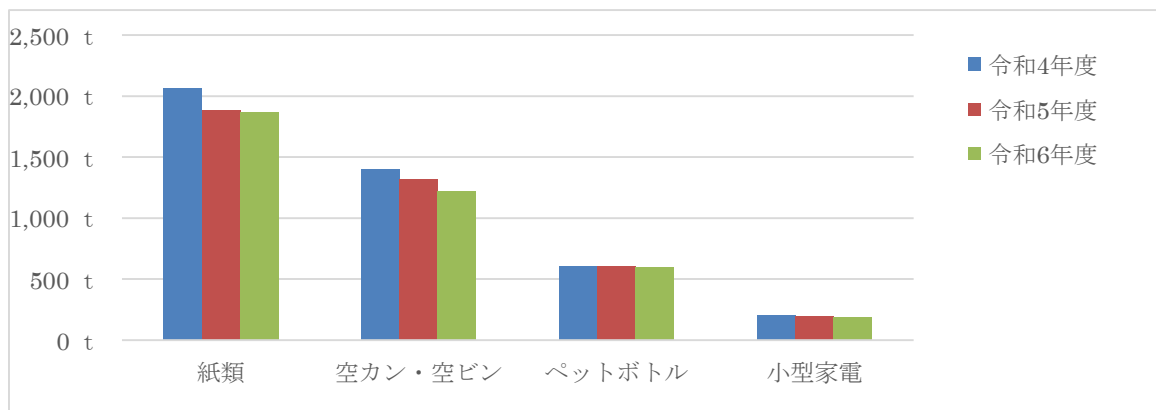
・家庭からのごみの排出状況（単位：t）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
もやすごみ	28,736	27,721	26,908
もやさないごみ	2,125	2,002	1,908
粗大ごみ	28	20	23
合計	30,889	29,743	28,839



・家庭からの資源ごみの排出状況（単位：t）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
紙類	2,064	1,881	1,866
空カン・空ビン	1,395	1,314	1,221
ペットボトル・トレイ	608	609	592
小型家電	203	194	182
合計	4,270	3,998	3,861



・一人当たりの排出量(ごみステーション回収のみ)

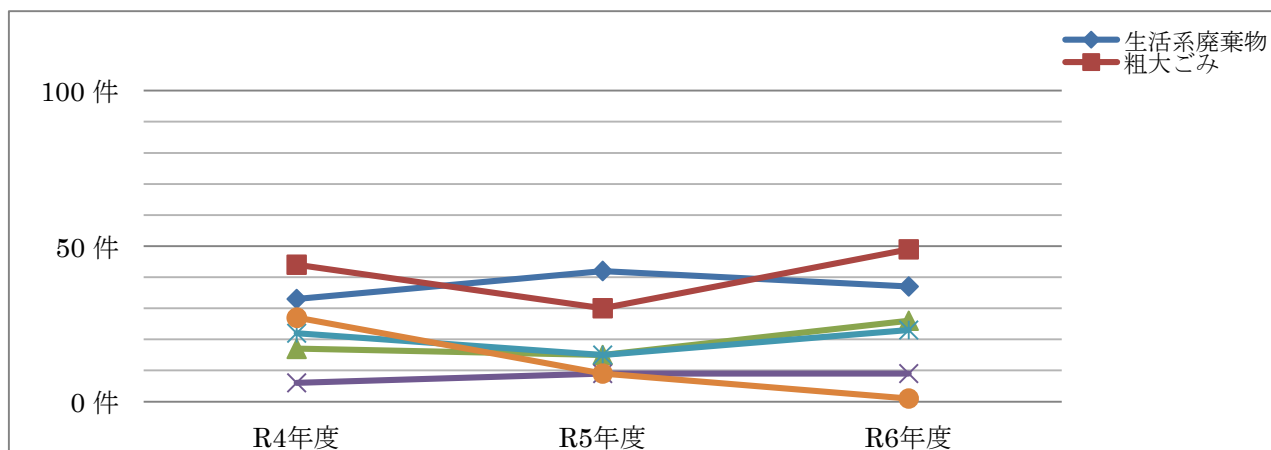
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ごみステーション回収量(t/年)	35,916.22	34,439.71	33,364.15
年度末人口(人)	155,281	153,828	152,355
1人あたり(g/日)	634	613	598

○不法投棄の状況(クリーン推進課)

・不法投棄物回収件数 (単位: 件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生活系廃棄物	33	42	37
粗大ごみ	44	30	49
家電4品目	17	15	26
電化製品	6	9	9
産業廃棄物	22	15	23
その他	27	9	1
合計	149	125	145

※生活系廃棄物は1事例につき1件、それ以外は1台につき1件として集計

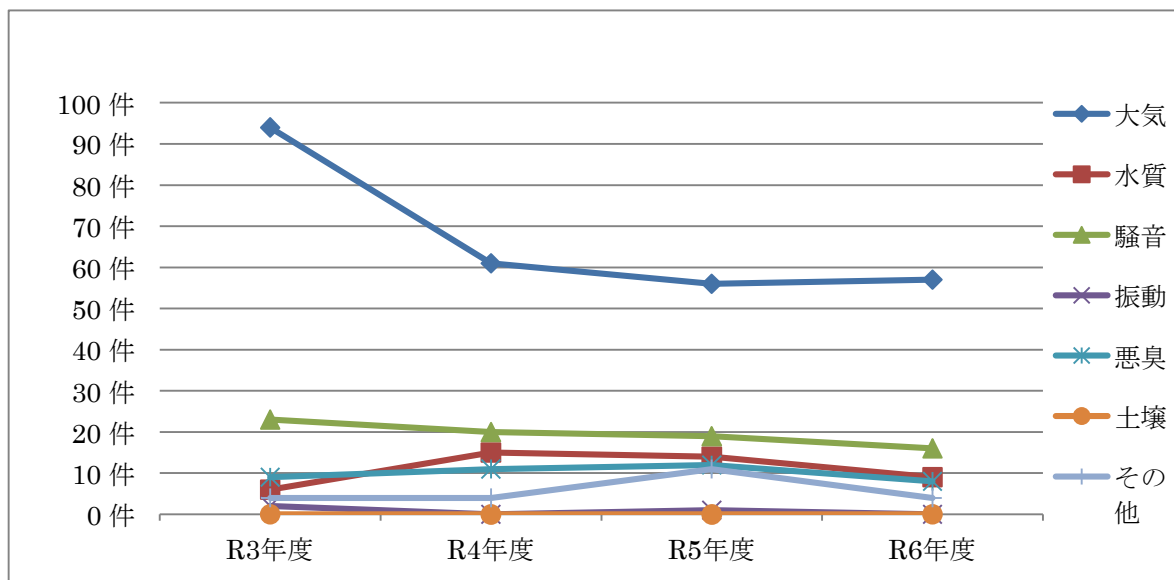


○公害苦情受付件数（環境課）

（単位：件）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大 気	61	56	57
水 質	15	14	9
騒 音	20	19	16
振 動	0	1	0
悪 臭	11	12	8
土 壌	0	0	0
その他	4	11	4
合 計	111	113	94

※苦情対応の結果、公害につながる問題は発生しておりません。



○河川（環境課）

市内河川の水質を経年的に把握するため、水質調査を実施しています。

- ・調査河川 瀬戸ヶ原用水、清水川、永野川、巴波川、荒川、杳冷川、県庁堀、
市内用水路、市内排水路、赤津川、猿湊川、江川、蓮花川、旧渡良瀬川、
三杉川、全28地点
- ・調査期間 通年（年2回 6月、12月）
- ・調査項目及び基準値 ※河川類型Cは大腸菌数の基準値がありません。

「pH」（水素イオン濃度）

7を中性として、酸性の場合は7より小さく、アルカリ性は7より大きい。生き物にとっては中性がより良いとされていて、永野川は源流となる山が石灰岩のためアルカリ性。

「BOD」（生物化学的酸素要求量）

水中の有機性汚濁物質が微生物によって分解されるときに必要な酸素量で、この数値が大きいくほど川が汚れていることになる。

「SS」（浮遊物質量）

水に溶けず浮遊している物質で、川の濁りの原因となる。

「DO」（溶存酸素量）

水に溶けている酸素の容量、きれいな水ほど数値が大きい。

「大腸菌数」

水中に含まれる大腸菌の数をいい、菌の有無、又は多少によって、その衛生的安全性を確認する指数。きれいな水ほど数値が小さい。

「電気伝導率」

電気の流れやすさの単位。きれいな水ほど数値が小さい。

河川類型別調査項目基準値

調査項目	pH	BOD	SS	DO	大腸菌数
河川類型 A	6.5～8.5	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	20CFU/100ml 以下
河川類型 B	6.5～8.5	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	300CFU/100ml 以下
河川類型 C	6.5～8.5	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—

・基準値超過調査地点

年間の調査平均値を掲載しました。ただし、調査時点において基準値を超過している値については、表において網掛けで表示しました。なお、調査結果については、栃木市ホームページで公開しています。

調査地点	調査項目	R4年度	R5年度	R6年度	
1. 瀬戸ヶ原用水 (片柳町3丁目～大平町川連) 用水 河川類型C	pH	6.5～8.5	7.2	7.4	7.4
	BOD (mg/ℓ)	5以下	1.3	1.0	1.5
	SS (mg/ℓ)	50以下	5.0	6.5	10.1
	DO (mg/ℓ)	5以上	8.2	11.0	10.9
2. 湊橋 (湊町) 清水川 河川類型C	pH	6.5～8.5	7.3	8.5	7.5
	BOD (mg/ℓ)	5以下	5.6	2.4	1.9
	SS (mg/ℓ)	50以下	2.0	1.0	4.3
	DO (mg/ℓ)	5以上	8.8	11.8	11.7
3. 星野橋 (星野町) 永野川 河川類型A	pH	6.5～8.5	7.4	7.4	7.5
	BOD (mg/ℓ)	2以下	1.6	0.6	1.0
	SS (mg/ℓ)	25以下	1.0	1.0	1.7
	DO (mg/ℓ)	7.5以上	9.7	9.8	10.6
	大腸菌数 (CFU/100mℓ)	20以下	97.0	84.0	110.0
4. 出流川合流地点 (鍋山町) 永野川 河川類型A	pH	6.5～8.5	8.2	8.0	8.1
	BOD (mg/ℓ)	2以下	1.6	0.6	1.1
	SS (mg/ℓ)	25以下	3.0	3.0	3.1
	DO (mg/ℓ)	7.5以上	10.5	10.2	10.7
	大腸菌数 (CFU/100mℓ)	20以下	295.0	97.0	130.0
5. 大柳橋 (平井町) 永野川 河川類型B	pH	6.5～8.5	7.6	7.8	8.3
	BOD (mg/ℓ)	3以下	1.3	0.7	1.4
	SS (mg/ℓ)	25以下	6.5	15.0	6.1
	DO (mg/ℓ)	5以上	9.4	9.7	11.4
	大腸菌数 (CFU/100mℓ)	300以下	300.0	136.0	190.0
6. 荒川・巴波川合流点 (箱森町) 荒川 河川類型C	pH	6.5～8.5	7.7	7.5	7.6
	BOD (mg/ℓ)	5以下	1.6	0.7	1.4
	SS (mg/ℓ)	50以下	6.0	4.0	9.8
	DO (mg/ℓ)	5以上	10.0	10.7	10.6
7. 開運橋 (万町～入舟町) 巴波川 河川類型C	pH	6.5～8.5	7.2	7.3	7.4
	BOD (mg/ℓ)	5以下	1.8	0.7	1.4
	SS (mg/ℓ)	50以下	8.0	6.0	9.8
	DO (mg/ℓ)	5以上	9.4	10.8	10.8
8. 愛宕橋 (沼和田町～城内町2丁目) 巴波川 河川類型C	pH	6.5～8.5	7.2	7.4	7.3
	BOD (mg/ℓ)	5以下	4.9	1.3	7.7
	SS (mg/ℓ)	50以下	7.5	8.0	6.9
	DO (mg/ℓ)	5以上	8.0	10.0	7.6
9. 学橋 (県庁堀) (入舟町) 用水 河川類型C	pH	6.5～8.5	7.0	7.1	7.3
	BOD (mg/ℓ)	5以下	1.2	0.7	1.1
	SS (mg/ℓ)	50以下	5.5	8.0	4.4
	DO (mg/ℓ)	5以上	8.4	9.7	10.6
10. 東雲橋 (本町) 杳冷川 河川類型C	pH	6.5～8.5	6.9	6.8	7.0
	BOD (mg/ℓ)	5以下	1.2	0.5	1.0
	SS (mg/ℓ)	50以下	2.0	3.0	3.5
	DO (mg/ℓ)	5以上	6.1	8.5	8.2

調査地点	調査項目		R4年度	R5年度	R6年度
11. 沼和田日枝神社前排水路 (沼和田町) 用水 河川類型C	pH	6.5~8.5	7.5	7.5	7.7
	BOD (mg/ℓ)	5以下	2.3	1.5	1.9
	SS (mg/ℓ)	50以下	2.5	4.5	10.2
	DO (mg/ℓ)	5以上	8.6	10.5	10.1
12. 吾妻橋下 (大平町横堀~北武井) 巴波川 河川類型B	pH	6.5~8.5	7.1	7.1	7.3
	BOD (mg/ℓ)	3以下	6.9	8.9	6.9
	SS (mg/ℓ)	25以下	6.5	7.0	14.4
	DO (mg/ℓ)	5以上	6.9	6.3	6.9
	大腸菌数 (CFU/100ml)	300以下	143.0	45.5	2,160.0
13. 感際橋下 (大平町下高島) 巴波川 河川類型B	pH	6.5~8.5	7.1	7.4	7.4
	BOD (mg/ℓ)	3以下	8.8	1.3	7.3
	SS (mg/ℓ)	25以下	7.5	6.0	26.4
	DO (mg/ℓ)	5以上	7.5	8.8	9.0
	大腸菌数 (CFU/100ml)	300以下	91.0	25.5	370.0
14. 沼和田排水横堀落水地点 (大平町上高島) 上高島用水 河川類型C	pH	6.5~8.5	7.4	8.3	8.7
	BOD (mg/ℓ)	5以下	0.9	1.1	2.9
	SS (mg/ℓ)	50以下	1.0	10.0	14.2
	DO (mg/ℓ)	5以上	10.0	13.0	12.0
15. 町田橋下 (大平町真弓) 永野川 河川類型B	pH	6.5~8.5	7.6	7.9	7.9
	BOD (mg/ℓ)	3以下	1.2	1.6	1.1
	SS (mg/ℓ)	25以下	8.5	87.0	17.5
	DO (mg/ℓ)	5以上	9.9	9.9	10.5
	大腸菌数 (CFU/100ml)	300以下	255.0	208.0	150.0
16. 新落合橋下 (大平町伯仲) 永野川 河川類型B	pH	6.5~8.5	7.7	8.0	7.8
	BOD (mg/ℓ)	3以下	2.7	0.8	1.5
	SS (mg/ℓ)	25以下	11.0	4.5	15.6
	DO (mg/ℓ)	5以上	9.4	10.6	10.1
	大腸菌数 (CFU/100ml)	300以下	290.0	45.0	110.0
17. 磯山橋下 (大平町蔵井) 永野川 河川類型C	pH	6.5~8.5	7.5	8.0	7.9
	BOD (mg/ℓ)	5以下	5.6	0.7	1.4
	SS (mg/ℓ)	50以下	15.0	6.0	19.6
	DO (mg/ℓ)	5以上	8.2	10.5	10.8
18. 岩舟町行政境 (大平町富田) 猿湍川 河川類型C	pH	6.5~8.5	7.4	7.9	7.7
	BOD (mg/ℓ)	5以下	1.2	2.1	2.4
	SS (mg/ℓ)	50以下	6.5	9.5	14.5
	DO (mg/ℓ)	5以上	10.0	11.6	11.1
19. 倉前橋南 (藤岡町蛭沼) 赤津川 河川類型C	pH	6.5~8.5	7.4	7.9	7.5
	BOD (mg/ℓ)	5以下	1.3	0.9	1.4
	SS (mg/ℓ)	50以下	5.0	2.0	5.5
	DO (mg/ℓ)	5以上	10.0	12.5	10.3
20. 下車橋下 (藤岡町中根) 江川 河川類型C	pH	6.5~8.5	7.5	7.5	7.5
	BOD (mg/ℓ)	5以下	2.0	0.9	1.4
	SS (mg/ℓ)	50以下	5.5	4.0	13.3
	DO (mg/ℓ)	5以上	9.9	11.1	10.1
21. 江戸尻橋南 (藤岡町甲) 蓮花川 河川類型C	pH	6.5~8.5	7.7	8.3	7.7
	BOD (mg/ℓ)	5以下	1.3	0.9	2.0
	SS (mg/ℓ)	50以下	5.0	2.5	15.6
	DO (mg/ℓ)	5以上	10.0	11.0	10.8

調査地点	調査項目		R4年度	R5年度	R6年度
22. 藤岡神社西橋下 (藤岡町藤岡) 旧渡良瀬川 河川類型C	p H	6.5~8.5	7.0	7.2	7.2
	BOD (mg/ℓ)	5以下	1.3	2.8	1.8
	S S (mg/ℓ)	50以下	17.0	15.5	29.4
	DO (mg/ℓ)	5以上	5.2	4.2	5.7
23. 赤津郵便局南 橋下 (都賀町大柿~深沢) 逆川 河川類型C	p H	6.5~8.5	7.8	7.8	7.8
	BOD (mg/ℓ)	5以下	1.3	0.7	1.2
	S S (mg/ℓ)	50以下	2.5	3.0	5.7
	DO (mg/ℓ)	5以上	10.0	10.5	10.5
24. 赤津小学校北 本郷橋下 (都賀町富張) 赤津川 河川類型C	p H	6.5~8.5	7.6	7.6	7.5
	BOD (mg/ℓ)	5以下	1.1	0.7	1.0
	S S (mg/ℓ)	50以下	3.0	3.5	7.4
	DO (mg/ℓ)	5以上	10.0	9.8	10.2
25. 実相寺前 (西方町元) 用水 河川類型C	p H	6.5~8.5	8.6	8.5	8.0
	BOD (mg/ℓ)	5以下	1.1	1.2	1.2
	S S (mg/ℓ)	50以下	1.0	2.0	2.6
	DO (mg/ℓ)	5以上	12.0	12.0	11.0
26. 中内橋 (西方町真名子) 赤津川 河川類型C	p H	6.5~8.5	7.1	7.1	7.2
	BOD (mg/ℓ)	5以下	0.9	0.5未満	0.7
	S S (mg/ℓ)	50以下	5.5	8.0	3.0
	DO (mg/ℓ)	5以上	10.0	9.9	10.4
27. 東川橋 (岩舟町新里) 三杉川 河川類型C	p H	6.5~8.5	7.6	8.0	7.9
	BOD (mg/ℓ)	5以下	1.3	1.1	1.5
	S S (mg/ℓ)	50以下	5.0	6.0	9.5
	DO (mg/ℓ)	5以上	8.9	10.0	10.5
28. 沖ノ鳥橋 (岩舟町静和) 静和川 河川類型C	p H	6.5~8.5	7.5	8.0	7.8
	BOD (mg/ℓ)	5以下	2.7	1.1	1.5
	S S (mg/ℓ)	50以下	10.0	2.5	12.1
	DO (mg/ℓ)	5以上	10.0	12.1	11.6

○都市公園（公園緑地課）

（令和7年3月末現在）

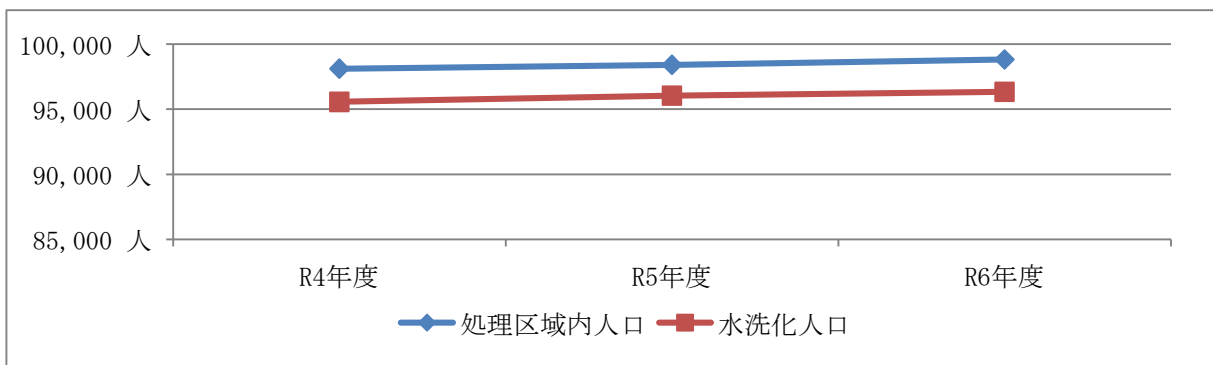
種 類	箇所数	面 積
街区公園	77箇所	167,349㎡
近隣公園	8箇所	134,547㎡
総合公園	1箇所	144,000㎡
運動公園	4箇所	1,035,506㎡
特殊公園	2箇所	173,837㎡
緑地公園	4箇所	308,575㎡
合 計	96箇所	1,963,814㎡



〔永野川緑地公園〕

○下水道（下水道建設課）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
整備済面積	2,946 ha	2,951 ha	2,957 ha
処理区域内人口	98,121 人	98,415 人	98,823 人
水洗化人口	95,563 人	96,037 人	96,331 人
下水道水洗化率	97.4 %	97.6 %	97.5 %



○し尿収集量及び浄化槽汚泥清掃量（クリーン推進課）

（単位：kℓ）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
し尿収集量	4,203.02	4,185.83	3,990.01	3,788.69
浄化槽汚泥清掃量	26,947.43	26,278.40	25,895.72	26,150.05
合 計	31,150.45	30,464.23	29,885.73	29,938.74

※上記の量は、栃木市衛生センター（栃木、大平、都賀及び西方地域分）と佐野市衛生センター（藤岡及び岩舟地域分）の合計になります。

令和8年3月
栃木市の環境（令和6年度 環境白書）
栃木市 生活環境部 環境課